

第四次和光市総合振興計画基本構想中間見直し（素案）

① 第1部～第2部第3章

2015年11月

（全員協議会資料）



第四次 和光市総合振興計画基本構想(改訂版)

(2011~2020)




みんなであつくる
快適環境都市
まこつ

第四次 和光市
総合振興計画
基本構想(改訂版)
(2011~2020)



市名の由来

和光市は、昭和45年、その前身である大和町が発展し誕生しました。
新しい市名は一般市民から公募された中から審査決定されたものです。
「和光」とは、平和、栄光、前進を象徴し、市が明るく住みよいまちに躍進するように、という願いが込められています。



和光市紋章(昭和45年10月31日制定)

和光市民憲章 (昭和55年10月31日告示)

私たちの和光市は、荒川と富士をのぞむ武蔵野台地に、先人が和をたいせつにしてきてきました。
このまちをさらに豊かで住みよくするために、この市民憲章を定め、これを守ります。

- 1 私たちは、緑をふやし、きれいなまちをつくります。
- 1 私たちは、じょうぶなからだで、明るい社会をきずきます。
- 1 私たちは、きまりを守り、市民のつとめをはたします。
- 1 私たちは、ふれあいをたいせつに、連帯の輪をひろげます。
- 1 私たちは、学ぶ心もちつづけ、ゆたかな文化をそだてます。

市の木



『いちょう』(イチョウ科イチョウ属)
中国原産の落葉高木。街路樹や公園樹などとして栽培される。(昭和55年10月31日制定)

和光市イメージキャラクター
『わこうっち』
いちょうの妖精。長照寺にある大イチョウ(市天然記念物)に住んでいます。



市の花



『さつき』(ツツジ科ツツジ属)
本州以南に分布する常緑低木。盆栽や庭木として広く栽培される。(昭和55年10月31日制定)

和光市キャラクター
『さつきちゃん』
さつきの妖精。「わこうっち」のいもうとです。



目次

第1部 第四次和光市総合振興計画の策定に当たって

第1章 総合振興計画の概要

1 総合振興計画策定の趣旨..... 2

2 計画の期間と構成..... 2

3 計画の特徴..... 3

4 総合振興計画の実現に向けて..... 3

5 総合振興計画と個別分野計画の関係..... 4

第2章 総合振興計画策定の前提

1 和光市の位置..... 10

2 和光市の特徴..... 11

3 第三次総合振興計画の達成度第四次和光市総合振興計画基本構想の進捗状況..... 18

4 人口推計..... 19

5 財政状況の今後の見通し..... 21

6 第三次総合振興計画の総括
第四次和光市総合振興計画基本構想の進捗状況を踏まえての課題..... 23

第2部 基本構想

第1章 和光市の目指す姿

1 将来都市像..... 24

2 将来都市像の基本的な考え方..... 24

3 将来都市像の実現に向けた課題..... 25

4 基本目標..... 26

第2章 重点プラン

1 重点プラン..... 28

第3章 施策の体系図

1 施策の体系図..... 29

~~2 施策の体系と重点プランとの関係~~

第4章 基本目標別の計画内容 (施策内容修正シート参照)

1 総合振興計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

第四次和光市総合振興計画は、本市が目指す都市の将来像を掲げ、その実現に向けて、住民、NPO、市民団体など（以下「市民」という。）と行政がともに目指す目標を基本目標として具体的に示し、さらに、その基本目標を達成するためのさまざまな取組を体系的に示すものです。

(2) 計画の背景

本市は、昭和45年に誕生し、昭和54年に第一次総合振興計画、平成3年に第二次総合振興計画、平成13年に第三次総合振興計画を策定し、「おおさみなぎる文化都市」（第一次）、「みどり豊かな人間都市、和光」（第二次、第三次）の実現に向け、各種施策を展開し、市政を推進してきました。

前計画期間中には、東京メトロ副都心線の開通により、本市の交通の利便性は急速に向上し、従来からある東京外かく環状道路と併せ、首都圏有数の交通の要衝*1となりました。

また、和光市駅南口周辺の土地区画整理の進展により、本市から都内へ通勤・通学する市民が増加し、都市近郊の住宅都市として順調に発展してきました。

引き続き、本市は都市化の進展により、着実な成長を遂げつつある一方で、少子高齢化や環境への配慮など新たな市民ニーズが発生しています。

このような状況を背景として、ここに、本市が目指す都市の将来像を明らかにするとともに、市民をはじめ、多様な主体との連携や協働*2によって、将来像の実現に向けたまちづくりを進めるための指針とすることを目的として、市民の目線に立った第四次総合振興計画を策定しました。

(3) 計画の中間見直し

平成27年度は計画期間の中間年に当たることから、基本構想の見直しを行いました。

なお、見直し内容は、現行の基本構想を大きく変えるものではなく、社会経済情勢及び市民ニーズの変化並びに法令等の改正等に対応するための取組としました。

*1 要衝（ようしょう）とは、交通・産業の上で大切な地点、要所のこと。

*2 協働とは、異なる組織などが相互に理解し、自立した対等なパートナーとしての立場で、共通の課題や目標に向けて、それぞれの特性を発揮しながら協力して取り組むこと。

2 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

目指すべき本市の姿を市民と行政がともに共有し、その実現に向けた取組を着実に進めていくために、~~これまで~~平成23年から平成32年の10年間を目標の実現のための計画期間とします。

(2) 計画の構成

本計画は、まちの将来像と、その実現に向けた取組を市民に分かりやすく伝えるために、基本構想と実施計画の2層から構成されています。

① 基本構想

~~昭和44年に地方自治法が改正され「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」（地方自治法第2条第4項）という規定によって、市町村では、基本構想を定めることが法律によって義務付けられています。そこで、本市でも総合振興計画を策定してきました。~~

現在、法律に基づく計画策定の義務付けは廃止されることが検討されていますが、平成23年の地方自治法の改正により、現在、法律に基づく基本構想策定の義務付けは廃止されていますが、市民一人ひとりが、自ら考え、主体的に行動するという考えに基づき、地方自治体が、まちの将来像を示す意義を考慮して、本市では平成24年に条例により総合計画の策定を義務付けており、本計画でもは、10年後（平成32年）の本市の目指す姿を示しています。

また、基本構想では、将来像を実現するための取組として基本目標を定め、基本目標の下に基本施策及び施策などの施策体系を構築しています。

~~なお、社会経済情勢や市民ニーズのさまざまな変化に柔軟に対応していくため、基本施策及び施策については、5年で見直します。~~

② 実施計画

実施計画は、基本構想に基づく施策を戦略的に推進するため、事業の優先度を明確にした、3箇年の具体的な事業内容で構成され、予算編成の指針となるものです。

また、社会経済情勢の変化などに迅速に対応するため、実施計画は、毎年度見直しを行います。



追加箇所 → 太字下線
削除箇所 → 取消線

3 計画の特徴

(1) 従来の体系にとられない計画

これまで総合振興計画の策定に当たっては、①基本構想－②基本計画－③実施計画という、いわゆる3層構造を採用してきましたが、今回、計画と実行の関係をより明確にするために、①と②を一体化させ、具体性のある基本構想を策定しました。これにより、目的と手段の関係をより明確にした計画となっています。

(2) 重点プランが明示された計画

これからのまちづくりを考え、従来のように組織にとられることなく、市が一体となって、重点的に取り組むべきものとして、本計画では安全で暮らしやすいまちづくりプランと安心していきいきと暮らせるまちづくりプランの2つを本市の重点プランとし、その実現に向けた取組について選択と集中を図っていきます。

(3) 施策ごとに指標を設定している計画

計画により市民の生活にどのような変化があるのかを明らかにするため、すべての施策について、その達成度を確認するための指標を設定しました。さらに、施策の達成状況を明らかにするため、各年度の現状値を評価し、進行管理ができるような計画となっています。

(4) 広く市民の意見を取り入れた計画

従来から採用している市民意識調査や総合振興計画審議会における調査・検討だけでなく、計画の策定段階から無作為抽出で選んだ市民による市民まちづくり討議会の開催や街頭での聞き取り調査などの市民提案のほか、計画策定過程と最終段階の2度にわたるパブリック・コメントを実施するなど、市民の声を広く取り入れた計画となっています。

(5) 次代を担う若手職員が参画した計画

本市では、幹部職員により構成される庁内の検討組織に加えて、中堅・若手職員によるワーキングチームを編成し、計画づくりを進めました。これにより職員自らが考え、計画の推進に取り組もうという意識付けが図られています。

中間見直しでは、若手職員によるワーキングチーム、課長級職員で構成される検討委員会、幹部職員で構成される中間見直し委員会の3層構造による検討を実施しました。

(旧 7)

4 総合振興計画の実現に向けて

(1) 市民との協働の推進

今日、地方自治体は、住民の価値観やライフスタイルの変化に伴う、ニーズの多様化・高度化に対応したより柔軟できめ細かなサービスが求められています。しかしながら、一方で財源と人員は限られており、これらの公共サービスは、地方自治体だけが提供していくものではなくなりつつあります。実際近年、自治意識を持った住民や団体などが行政と連携、協力し、多様なニーズに対応した公共サービスの一翼を担いはじめています。

今後は、地域の特性を生かしつつ、自立したまちづくりを実現していくために、市民と行政がともに公共を支えていくことが必要です。そのためには、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、その役割に応じ、相互に連携することが必要となります。

(2) 市民参加を基本としたPDCA サイクルの確立

本計画の策定後は、計画を着実に推進することが重要となります。そこで、行政評価を活用し実施状況を把握、評価し、その結果を行財政運営に反映させることにより「PDCA サイクル(計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action))」を一体のものとして運用していきます。また、このPDCA サイクルのそれぞれの段階に市民参加を取り入れ、市民の意見をききながら、施策を推進していきます。これによって、計画の進行状況を管理し、計画目標の実現に向けた取組を進めていきます。

(3) 行政改革の推進

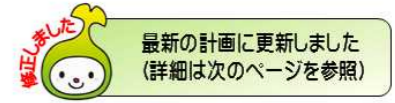
本市における行政改革は、昭和60年の和光市行政改革大綱以来、その時代における社会状況、市民ニーズ等を勘案し、第二次、第三次の和光市行政改革大綱、さらには行政改革集中改革プランを定め、厳しい行財政環境の下での簡素で効率的な行財政運営と市民サービスの向上を基本方針として、行政のスリム化と経営の効率化に重点を置いた取組により、継続して改革の推進を図ってきました。

平成23年度には、これまでの行政改革の基本方針や取組事項を一部継承するとともに、計画に掲げられた取組以外の課題にも積極的に取り組むという組織風土を醸成し、計画策定後も定期的に検証を実施するなど、行政改革を「自律性を高めるためのシステム」として機能させることを目標とした「和光市行政改革推進計画」を策定、推進し、行政改革に取り組んでいます。

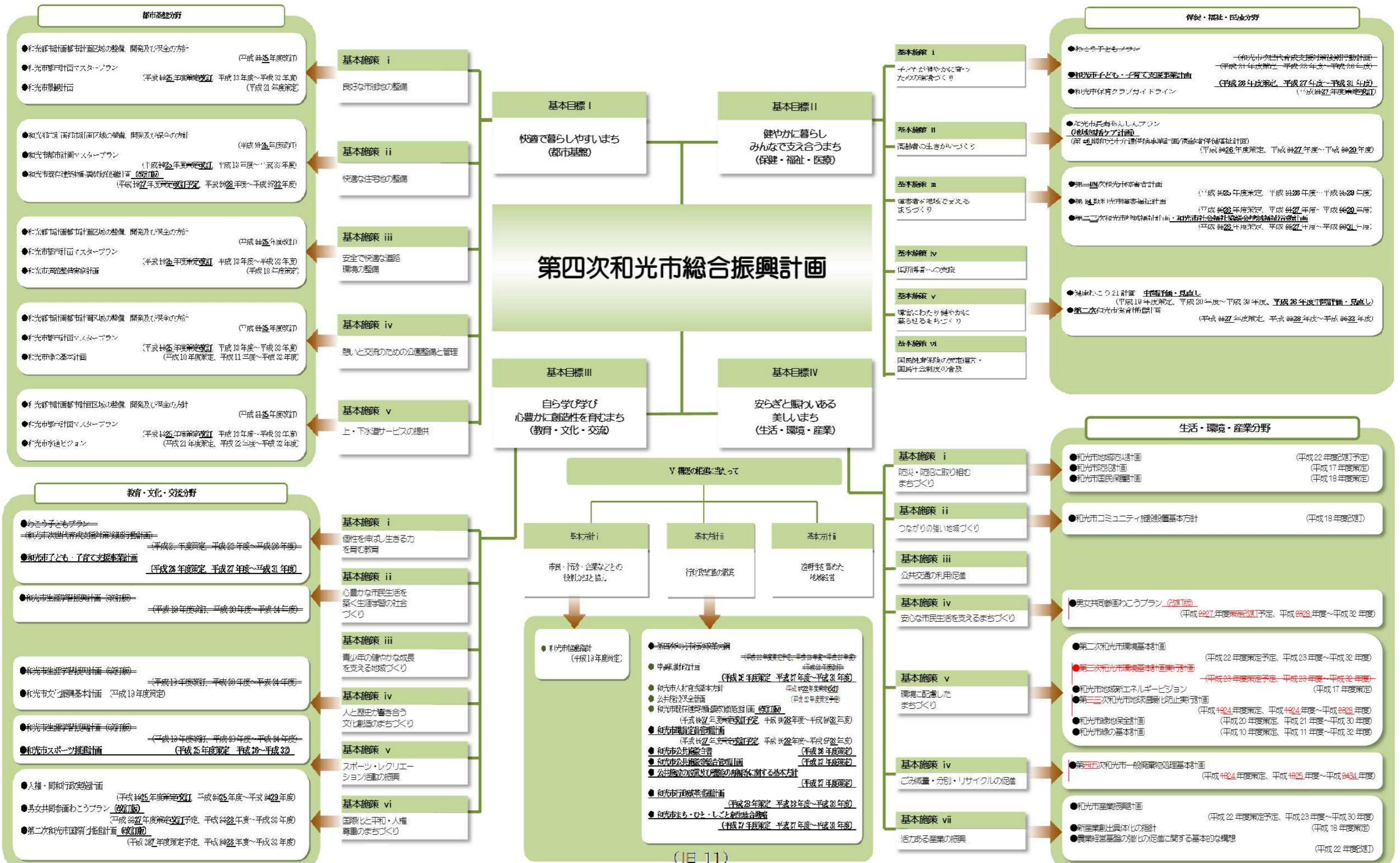
また、平成24年度には、計画的な財政運営の仕組みを構築し、将来世代に過度な負担を残すことのない安定した財政運営を確保するため「和光市健全な財政運営に関する条例」を策定し、計画的かつ効率的な財政運営を行っています。

(旧 8)

5 総合振興計画と個別分野計画の関係



総合振興計画と個別分野計画について、体系的に位置付けると次のようになります。



都市基盤分野

- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24~~25~~年度改訂)
- 和光市都市計画マスタープラン (平成 13~~25~~年度策定改訂、平成 13年度～平成 32年度)
- 和光市景観計画 (平成 21年度策定)

基本施策 i

良好な市街地の整備

- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24~~25~~年度改訂)
- 和光市都市計画マスタープラン (平成 13~~25~~年度策定改訂、平成 13年度～平成 32年度)
- 和光市既存建築物耐震改修促進計画 (改訂版) (平成 19~~27~~年度策定改訂予定、平成 20~~28~~年度～平成 27~~32~~年度)

基本施策 ii

快適な住宅地の整備

- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24~~25~~年度改訂)
- 和光市都市計画マスタープラン (平成 13~~25~~年度策定改訂、平成 13年度～平成 32年度)
- 和光市道路整備実施計画 (平成 18年度策定)

基本施策 iii

安全で快適な道路環境の整備

- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24~~25~~年度改訂)
- 和光市都市計画マスタープラン (平成 13~~25~~年度策定改訂、平成 13年度～平成 32年度)
- 和光市緑の基本計画 (平成 10年度策定、平成 11年度～平成 32年度)

基本施策 iv

憩いと交流のための公園整備と管理

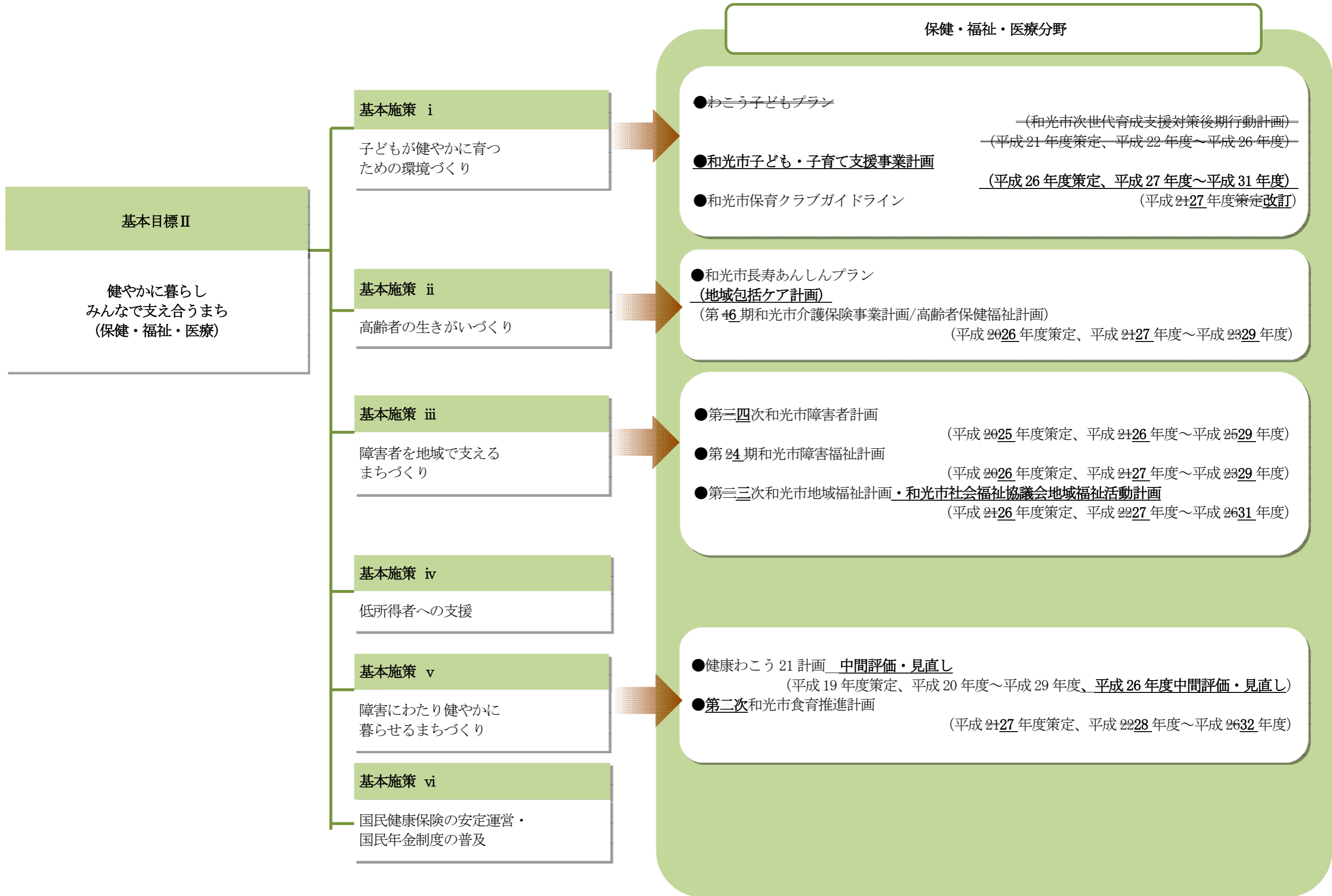
- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24~~25~~年度改訂)
- 和光市都市計画マスタープラン (平成 13~~25~~年度策定改訂、平成 13年度～平成 32年度)
- 和光市水道ビジョン (平成 21年度策定、平成 22年度～平成 32年度)

基本施策 v

上・下水道サービスの提供

基本目標 I

快適で暮らしやすいまち
(都市基盤)



基本目標Ⅲ

自ら学び学び
心豊かに創造性を育むまち
(教育・文化・交流)

教育・文化・交流分野

●~~わこころ子どもプラン~~
~~—(和光市次世代育成支援対策後期行動計画)—~~
~~—(平成21年度策定、平成22年度～平成26年度)—~~

●和光市子ども・子育て支援事業計画
(平成26年度策定、平成27年度～平成31年度)

●~~和光市生涯学習振興計画(改訂版)~~
~~—(平成19年度改訂、平成20年度～平成24年度)—~~

●~~和光市生涯学習振興計画(改訂版)~~
~~—(平成19年度改訂、平成20年度～平成24年度)—~~

●和光市文化振興基本計画 (平成19年度策定)

●~~和光市生涯学習振興計画(改訂版)~~
~~—(平成19年度改訂、平成20年度～平成24年度)—~~

●和光市スポーツ推進計画 (平成25年度策定 平成26～平成32)

●人権・同和行政実施計画
(平成19~~25~~年度策定改訂、平成20~~25~~年度～平成24~~29~~年度)

●男女共同参画わこプラン(改訂版)
(平成22~~27~~年度策定改訂予定、平成23~~28~~年度～平成32年度)

●第二次和光市国際化推進計画(改訂版)
(平成22~~27~~年度策定予定、平成23~~28~~年度～平成32年度)

基本施策 i

個性を伸ばし生きる力を育む教育

基本施策 ii

心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり

基本施策 iii

青少年の健やかな成長を支える地域づくり

基本施策 iv

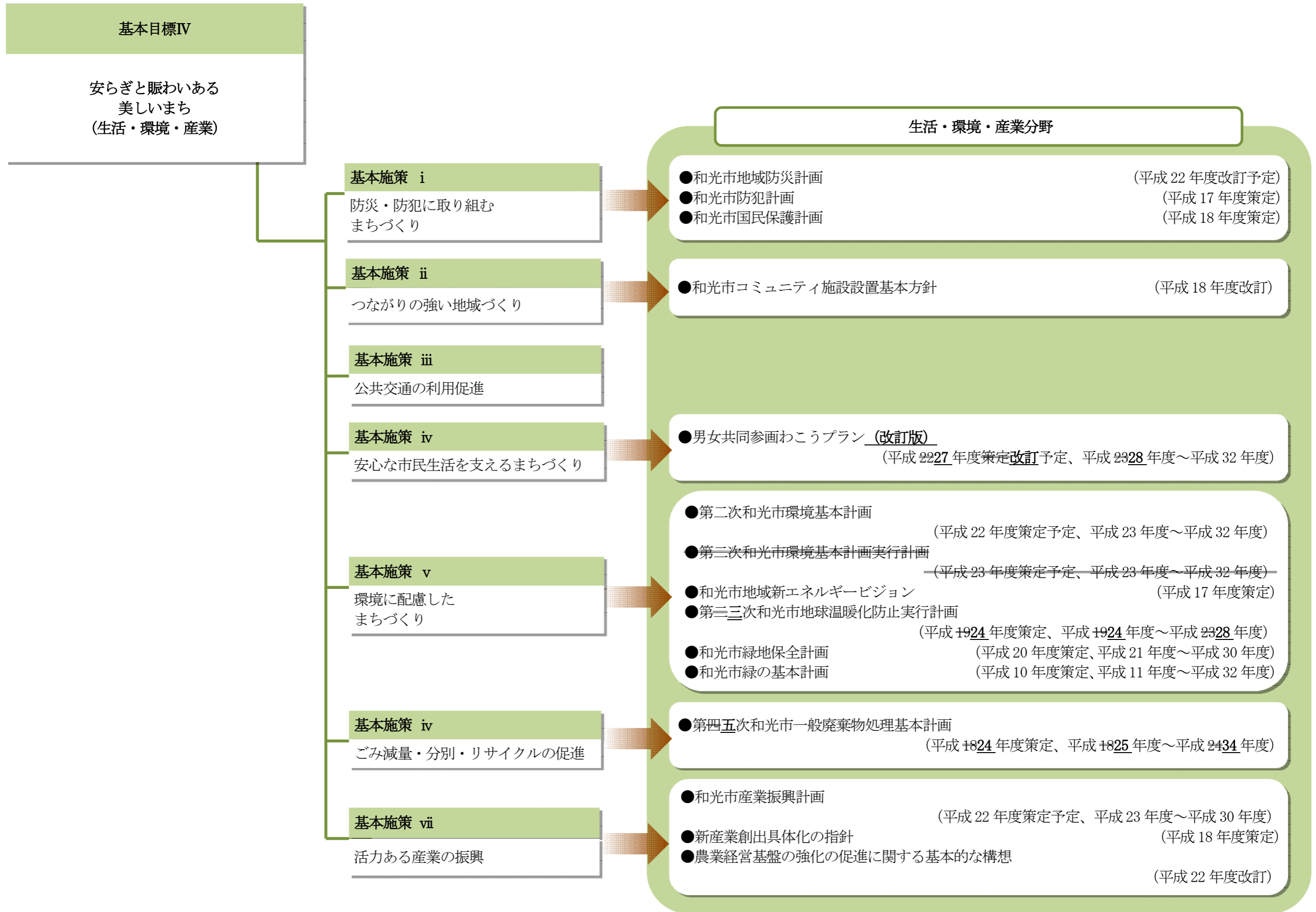
人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり

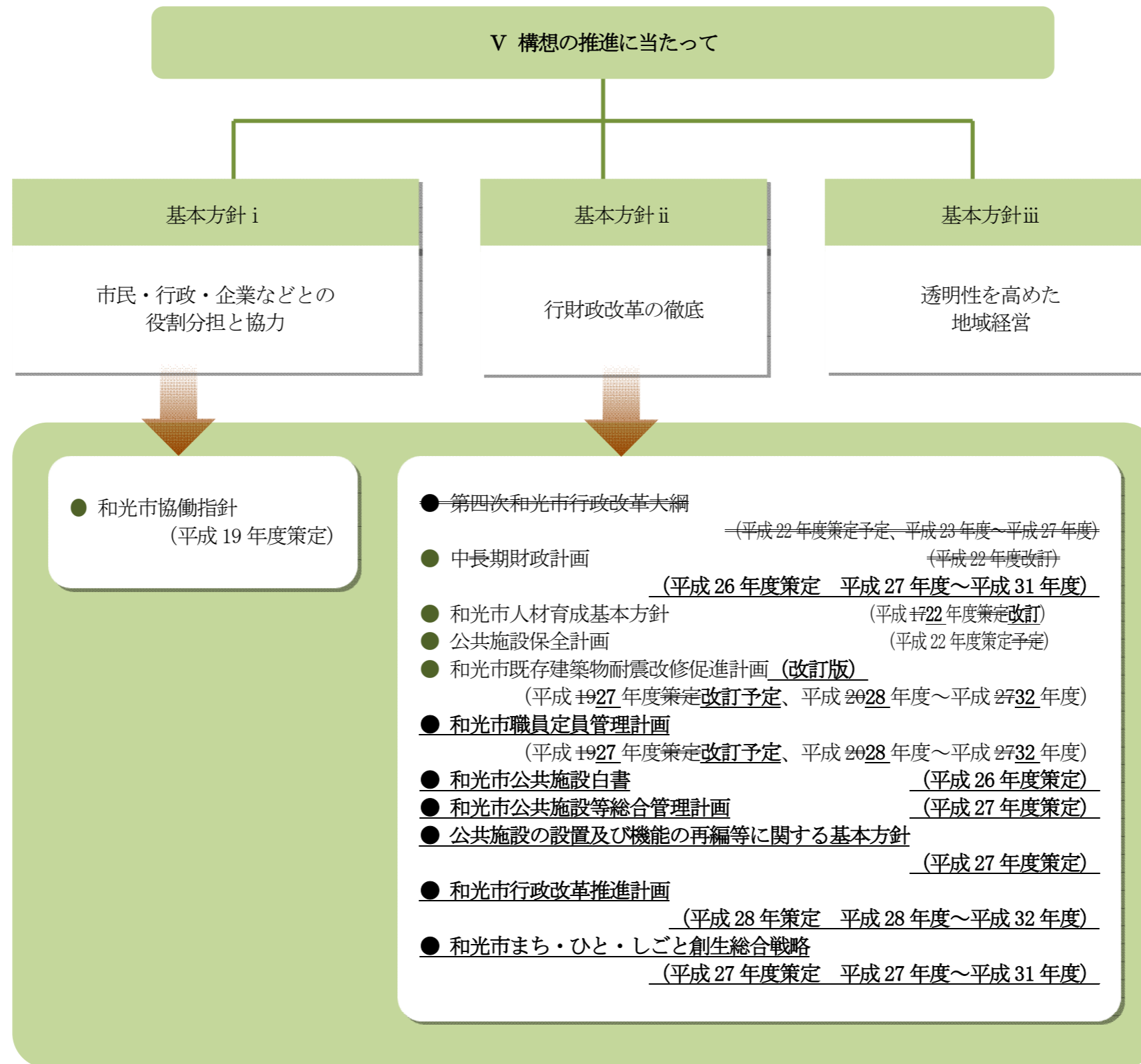
基本施策 v

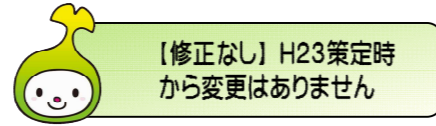
スポーツ・レクリエーション活動の振興

基本施策 vi

国際化と平和・人権尊重のまちづくり

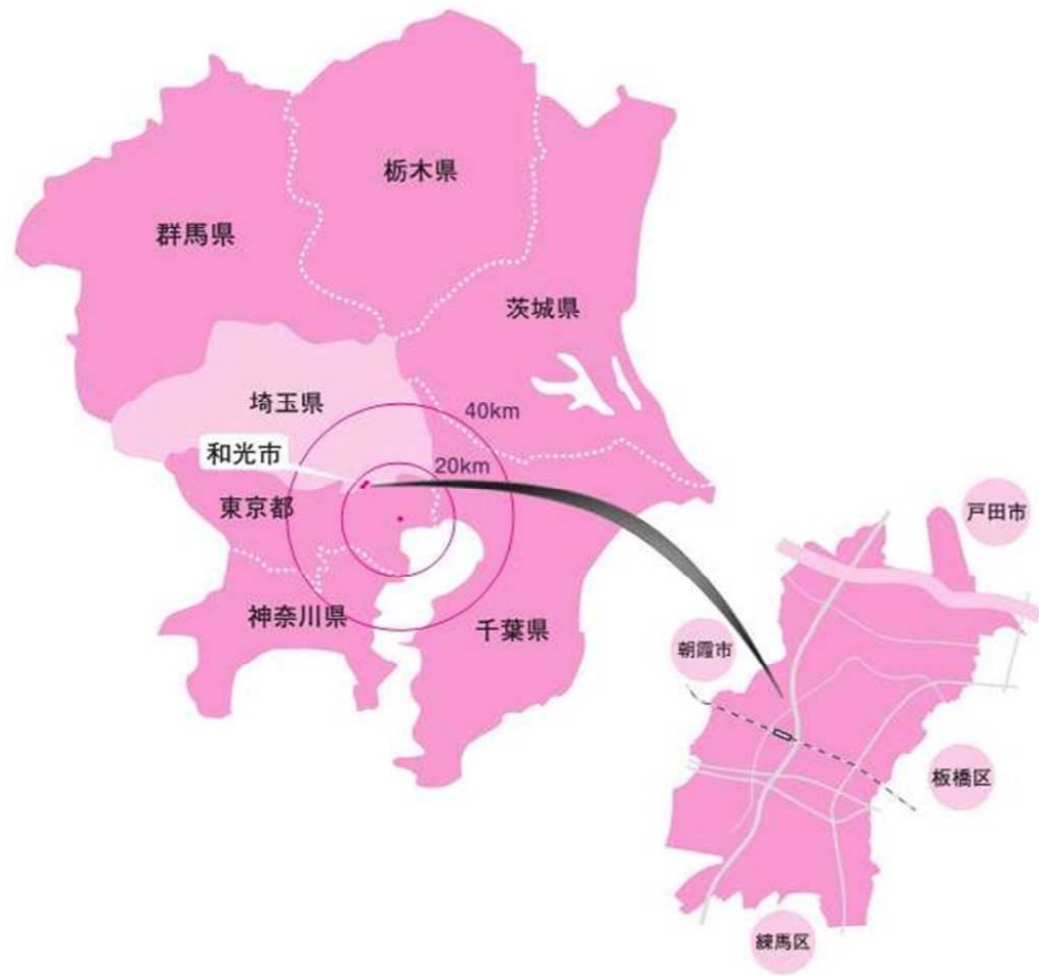




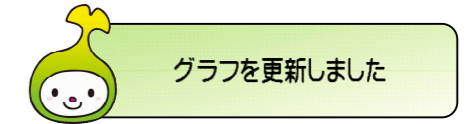
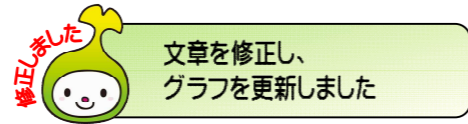


1 和光市の位置

本市は、埼玉県の最南端、東寄りに位置し、市域は、東西約2.5km、南北約4.9kmで、面積は11.04㎢となっており、東京都への玄関口として、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は埼玉県朝霞市、北は埼玉県戸田市に隣接しています。



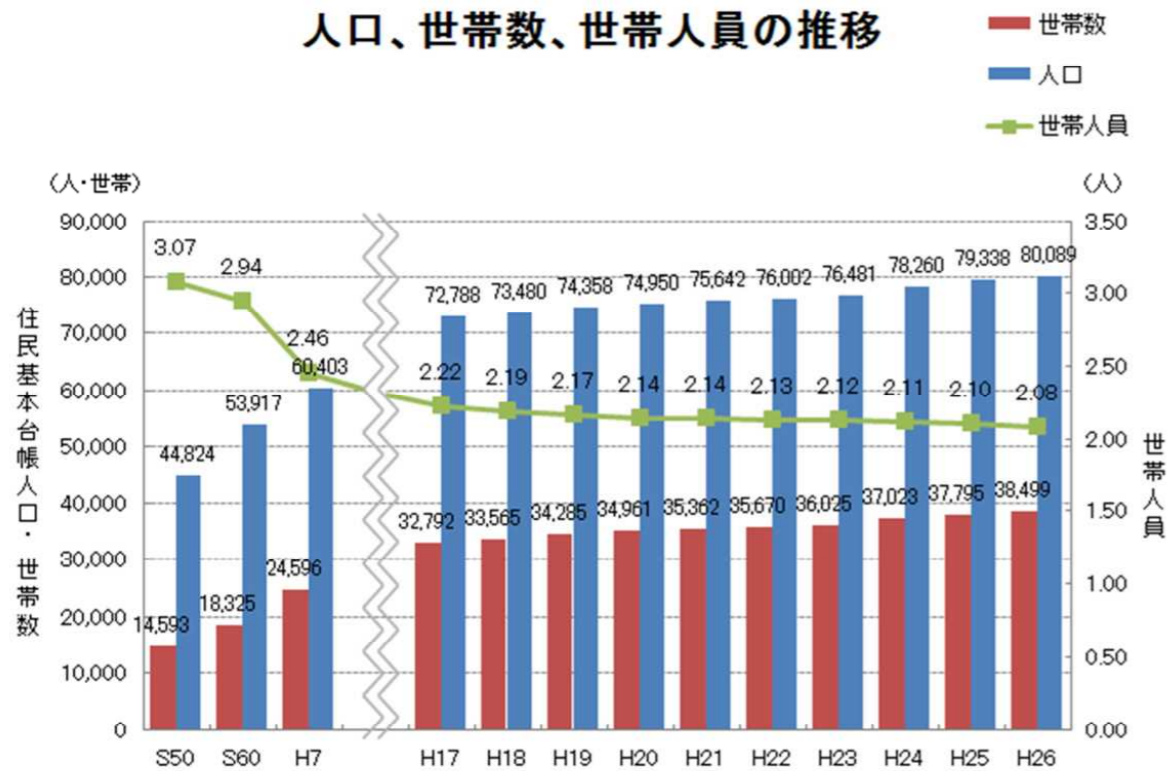
2 和光市の特徴



(1) 成長し続け、若い世代が多い

- 本市の人口は、増加を続けています。
- 本市の人口構成は、「和光市と埼玉県の比較(平成27年)」では50歳以上の年齢層の割合が県水準より低くなっており、20歳以上50歳未満の子育て世代などの若い年齢層の割合が高くなっています。
- 「和光市の10年間の人口構成の変化」をみると、40歳子育て世代の30歳代が著しく増加しており、これに伴い10歳代未満の子どもも増加しています。その一方で、20歳以上35歳未満の30歳代、20歳代の年齢層については若干減少しています。
- 高齢化率は低いものの、65歳以上の高齢者数は年々確実に増加しています。

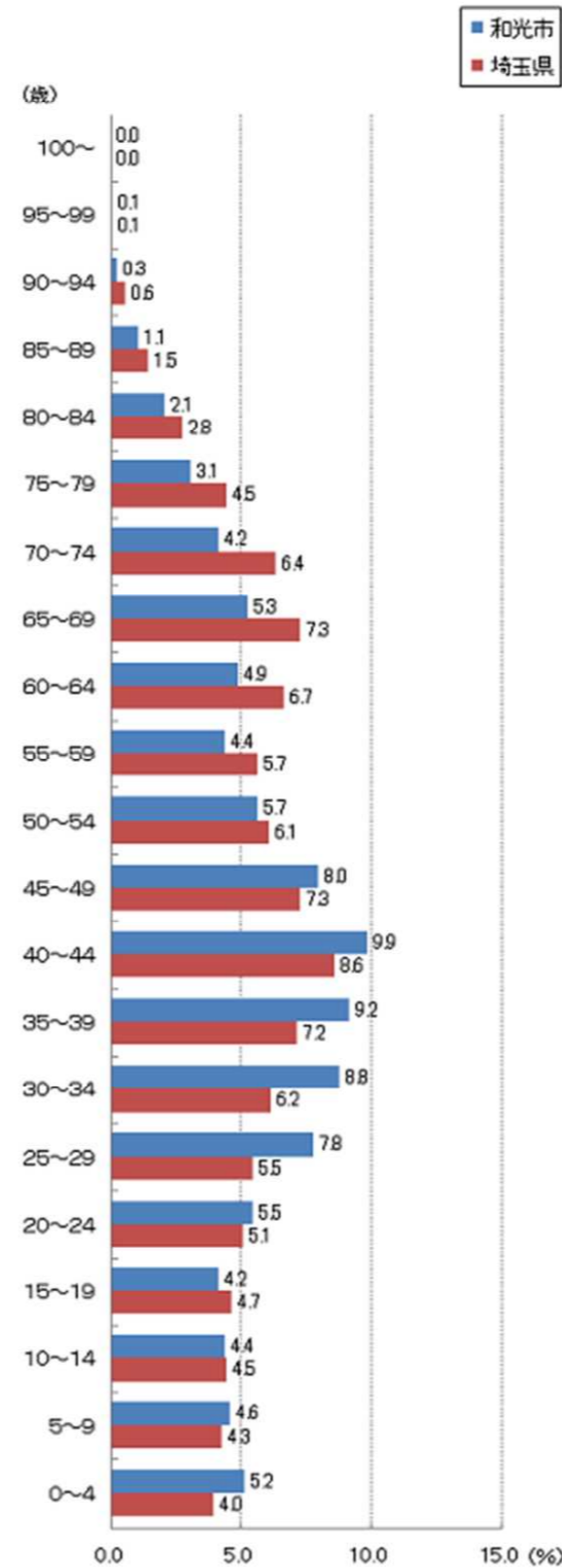
人口、世帯数、世帯人員の推移



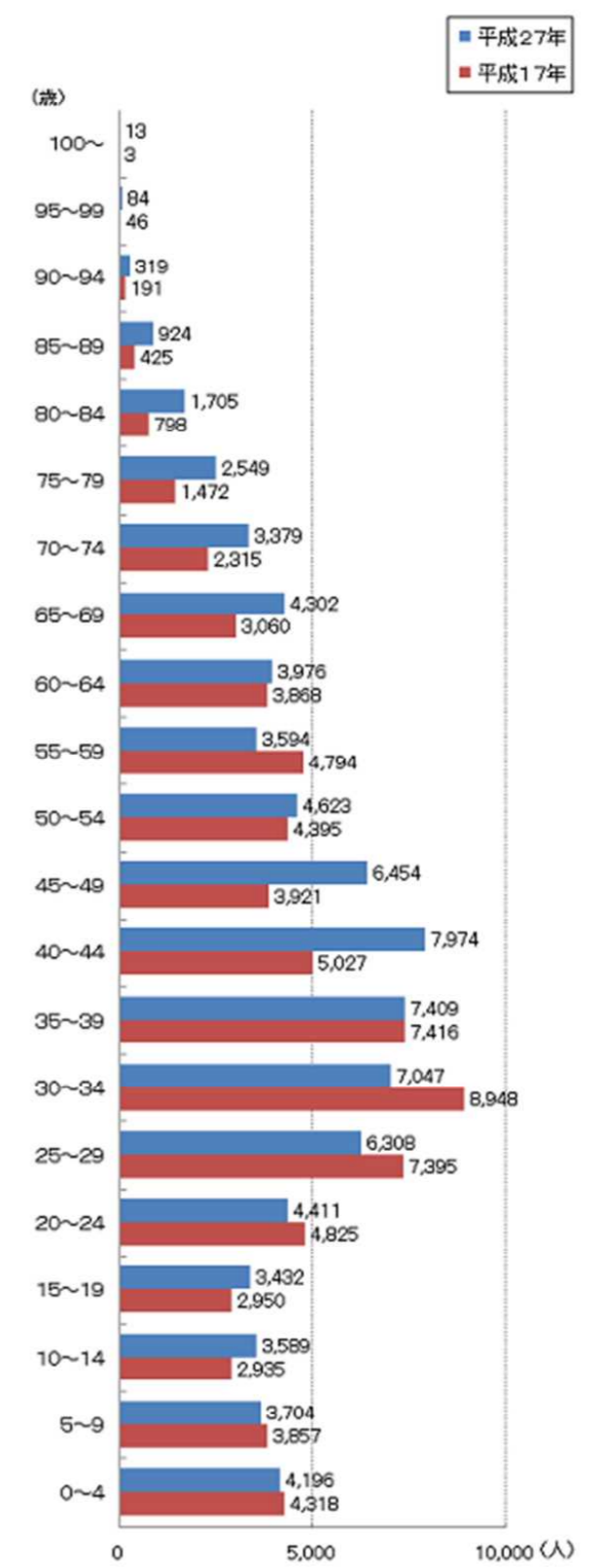
* H25から外国人居住者を含む
資料：町丁字別住民基本台帳（各年度末現在）

(旧 16)

和光市と埼玉県の比較(平成27年)



和光市の10年間の人口構成の変化



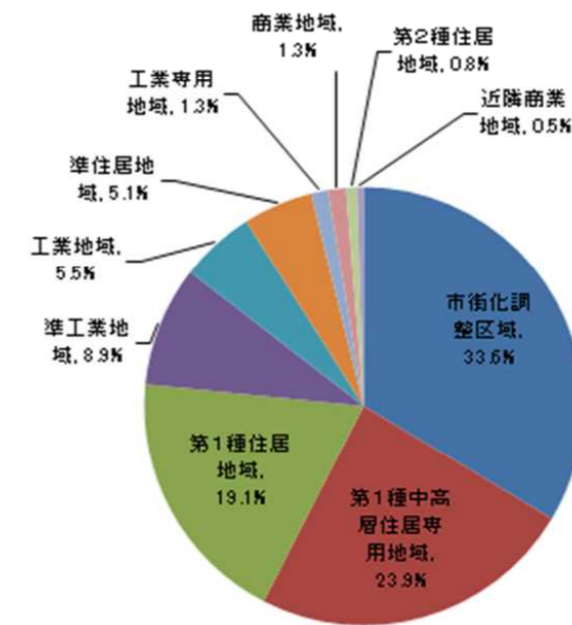
(旧 17)

資料：埼玉県町(丁)字別人口調査

平成26年12月26日

(2) 自然環境が残されている交通の利便性に優れたコンパクトなまち

- 都心から約19kmの距離にあり、面積が11.04km²と比較的コンパクトにまとまっており（県内40市のうちで34番目に小さい）、他市に比べ人口密度が高くなっています。
- 市内の主要な道路網は、東西軸として国道254号線、南北軸として東京外かく環状道路がにより形成されています。
- 和光市駅は、市の中心部にあり、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れ、都心部への交通の利便性が高くなっています。
- 和光樹林公園、荒川河川敷運動公園などの規模の大きな公園があるとともに、ふれあいの森などの緑地、斜面林及び湧水地を有しているなど、東京近郊という立地にもかかわらず、自然が残っています。
- 地目別土地面積では、平成26年1月1日現在は、4年前との大きな変化はみられませんが、宅地が若干増加している一方、自然的土地利用（田、畑、山林、原野）が若干減少しています。
- 区域区分別・用途地域別面積の構成比は、平成26年12月26日時点で、第1種中高層住居専用地域が23.9%で最も大きく、続いて第1種住居地域が19.1%となっています。また、市街化調整区域は33.6パーセントで、平成21年11月に和光北インター地域が準工業地域に変更して以降、変わっていません。また、平成21年11月には和光北インター地域が市街化調整区域から市街化区域になったため、準工業地域が増加しました。
- 市内には、多くの国の機関や研究所、大きな企業などが立地するという特色があります。

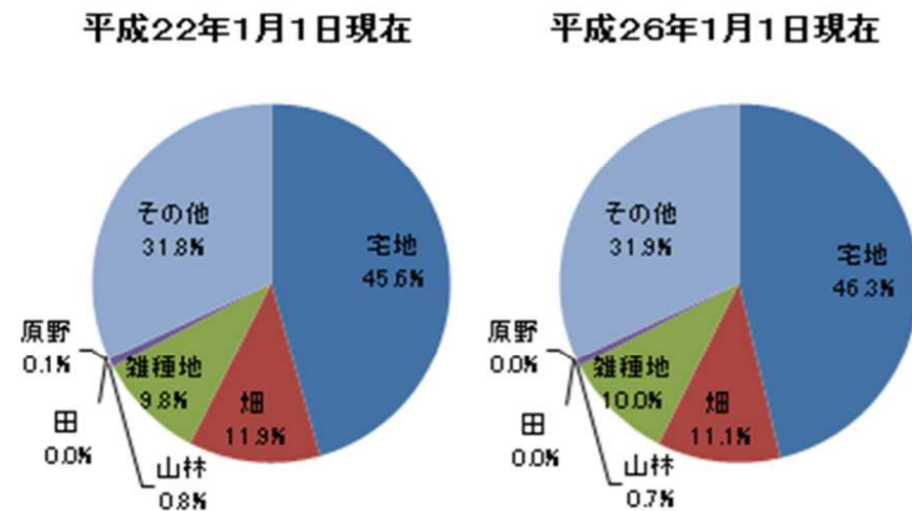


人口密度 (平成22年度) (人/km²)

順位	市名	人口密度 (人/km ²)
	埼玉県平均	3,480
	20市平均	6,538
1	蕨市	14,020
2	鳩ヶ谷市	9,792
3	川口市	8,979
4	草加市	8,893
5	志木市	7,683
6	和光市	7,314
7	ふじみ野市	7,205
8	朝霞市	7,056
9	新座市	6,964
10	戸田市	6,774
11	さいたま市	5,621
12	富士見市	5,418
13	越谷市	5,411
14	上尾市	4,916
15	所沢市	4,750
16	八潮市	4,602
17	三郷市	4,350
18	鶴ヶ島市	3,948
19	春日部市	3,595
20	北本市	3,472

資料：国勢調査

地目別土地面積の構成



資料：統計わこう

*1 グラフに記している数値は、少数点以下第2位を四捨五入し、少数点以下1位までを記している。そのため、0.0%という数値が記載されている場合も、少数点以下第2位以降の数値が存在することがある。

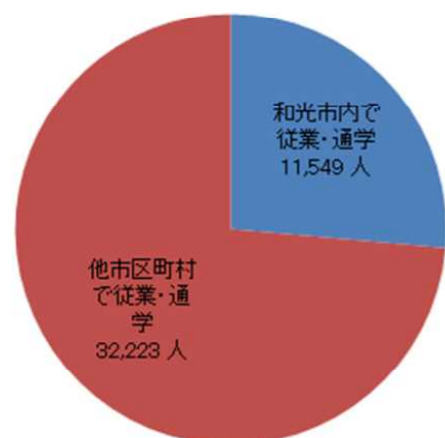
(旧 18)

(旧 19)

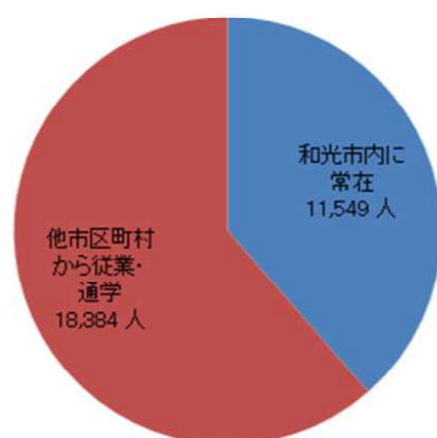
(3) 住宅都市としての性格が強く、単身世帯や人口移動も多い

- 流出人口（市外への通勤・通学）が流入人口（市内への通勤・通学）よりも高くなっています。
- 他市区町村からの通勤者率、昼間流入人口比率、昼間流出人口比率がいずれも高く、また、他市区町村への通勤・通学率は~~73.670.4%~~と近隣自治体より高くなっています。特に東京23区への通勤者が多く、~~本市は多くの労働力の受入口となっているとともに、~~住宅都市としての性格が強くなっています。
- 国勢調査によると、単身世帯が一般世帯の約40%を占めており、県における単身世帯の割合約30%よりも高くなっています。
- ~~市民意識調査では、本市全体のできごとや動きに「あまり関心がない」「関心がない」の回答が88.7%を占めています。~~
- ~~市民意識調査では、住まいの地域のできごとや動きに「あまり関心がない」「関心がない」の回答が84.9%を占めています。~~
- ~~昼夜の人口の入れ替わりが多いことから、市に対する愛着を抱く市民の割合が相対的に低くなる可能性がある」と推測されます。~~

流出人口(平成22年10月1日現在)



流入人口(平成22年10月1日現在)



資料：統計わこう



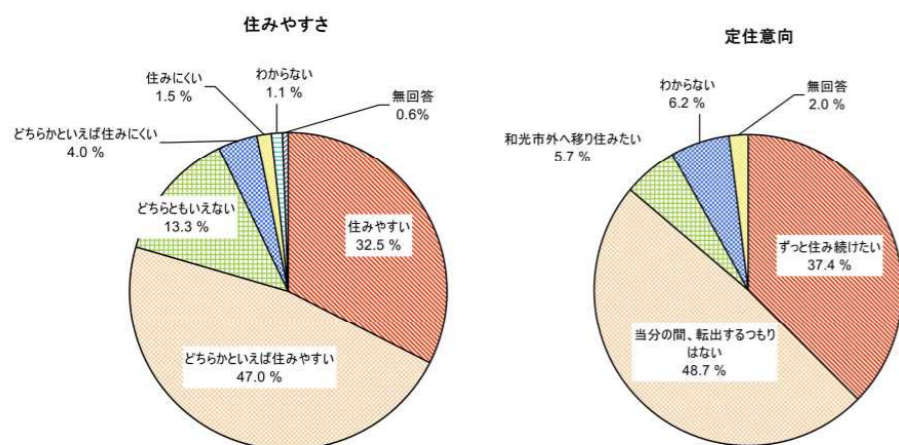
全体を修正しました

(4) 市民の多くは、住みよく、これからも住み続けたいと感じている

●本市の住みやすさについて、平成21年度の市民意識調査では「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」との回答が73.9%であったのに対し、平成27年度の市民意識調査では79.5%となりました。当市の“住みやすさ”については、高い水準が維持されています。

●本市に今後も住み続ける意向があるかについて、平成21年度の市民意識調査では「ずっと住み続けたい」「当分の間、転居するつもりはない」との回答が83.9%であったのに対し、平成27年度の市民意識調査では、86.1%となりました。当市に“住み続けたい”市民の意向が、高い水準で維持されています。また、その主な理由は、平成21年度の市民意識調査と変わらず「交通の便がよい」「住み慣れていて愛着がある」などが挙げられています。

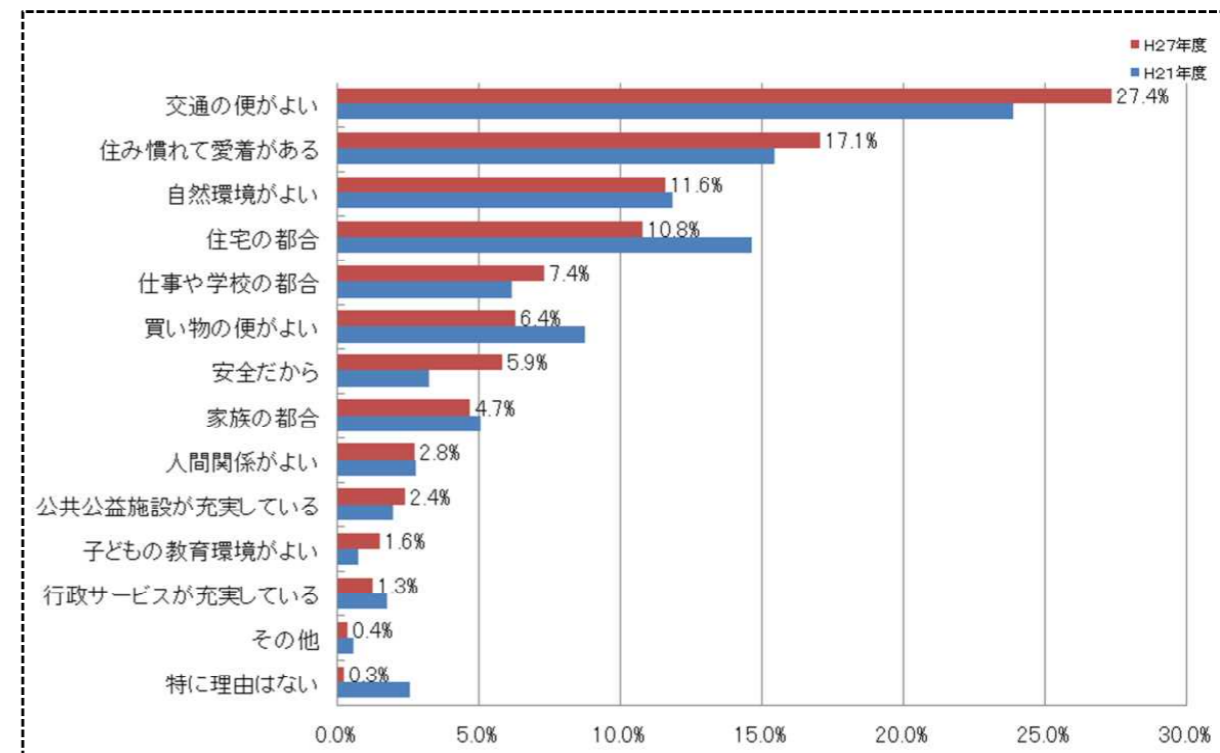
●平成27年度の市民意識調査では、平成21年度の調査と同様に「都心への交通の便のよさ」「和光樹林公園、荒川河川敷運動公園など規模の大きな公園」など、交通の利便性や自然環境の良さに、魅力や誇りを感じている市民の割合が高いほか、「災害や犯罪が少なく、安心して生活できること。」などを挙げる市民の割合が高くなっています。



資料：市民意識調査（平成27年度）

(旧 21)

和光市に住み続けたいと思う主な理由



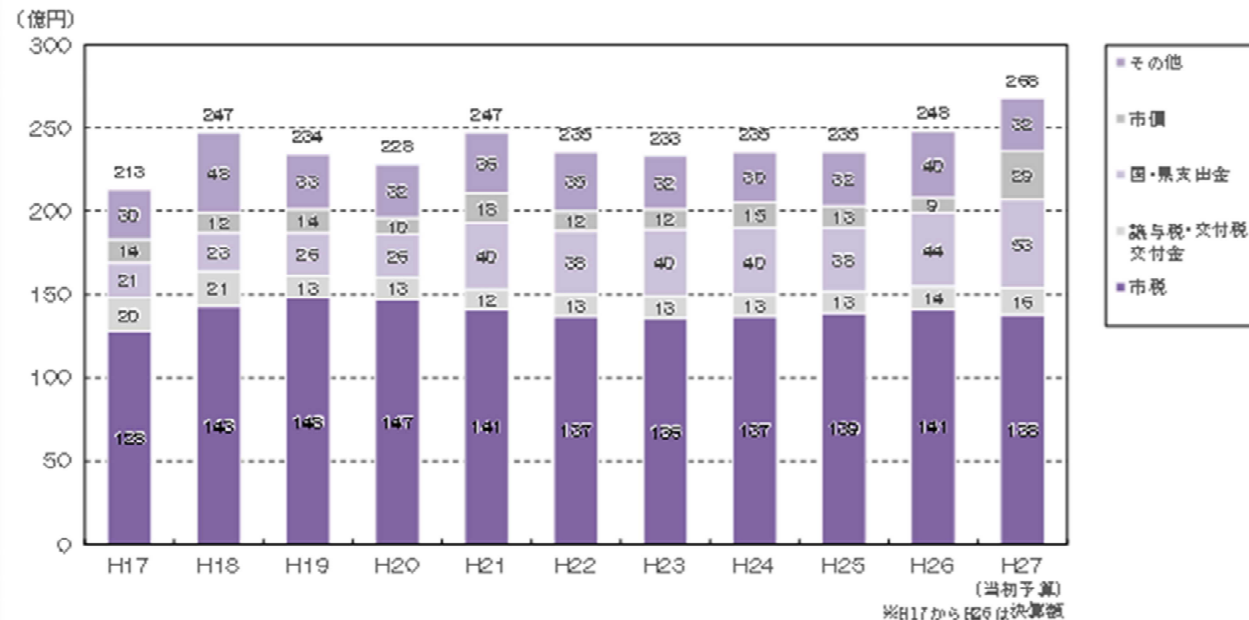
資料：市民意識調査（平成27年度）

(旧 21)

(5) 財政力も高く、充実した行政活動を行ってきたが、悪化が見込まれる 財政状況

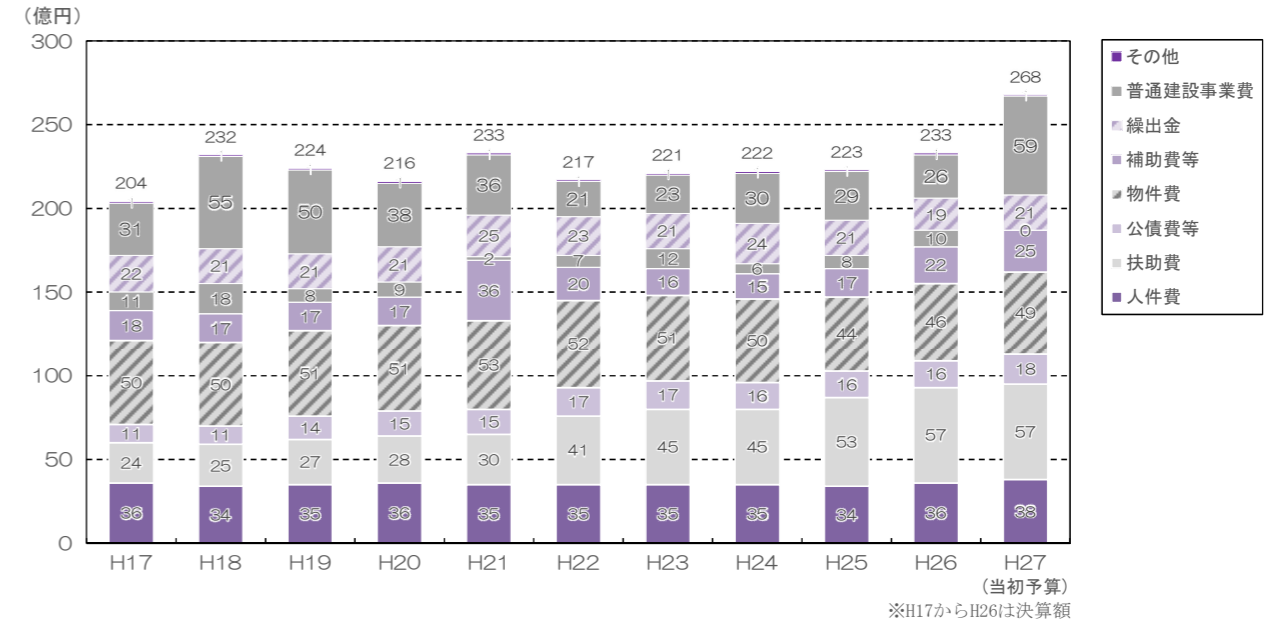
- 歳入は、市税収入が平成19年度をピークに景気低迷の影響を受け減少したものの、平成24年度以降は回復傾向にあります。平成27年度は、下新倉小学校建設工事の実施により市債発行額が著しく増加しています。
歳出は、義務的経費である扶助費、公債費が増加傾向にあります。平成27年度は、下新倉小学校建設工事の実施により普通建設事業費が著しく増加しています。
- 平成25年度の資産合計は約1,063億円で、負債が約202億円、純資産額が約860億円となっており、前年度と比べると、負債及び純資産額は減少しています。資産老朽化比率では前年度から1.8%上昇した47.0%となっており、公共施設等の老朽化が進んでいるといえます。
- 財政力の高さを示す財政力指数、財政の弾力性を示す経常収支比率を他団体と比較すると、いずれの数値もよい値を示しているといえますが、景気低迷による市税収入の減少を受け、平成23年度には26年ぶりに普通交付税交付団体となり、経常収支比率も年々上昇傾向にあることから、財政状況の硬直化が懸念されます。その他、財政の健全度を示す健全化判断比率は健全化基準値を下回っています。
- 将来の支出などに備えて積み立ててきた財政調整基金が、平成21年度末に約4億円にまで減少しましたが、年々回復傾向にあり、平成26年度末では約14億円となっています。
- 市税収入が回復傾向にある一方、高齢化の進展や子育て施策の充実による福祉関係経費の増加、下新倉小学校建設に伴う公債費や建設後の経常的な維持管理経費の増加に加え、公共施設の老朽化への対応などにより本市の財政状況は厳しくなることが見込まれます。

歳入の推移

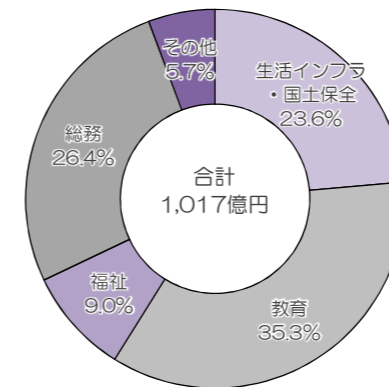


(旧 22)

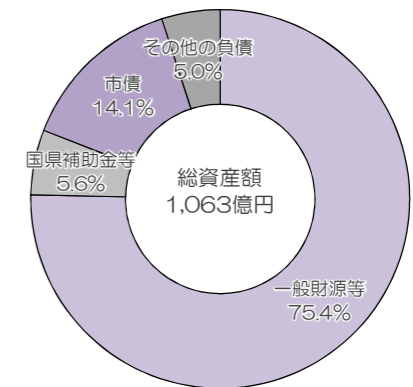
歳出の推移



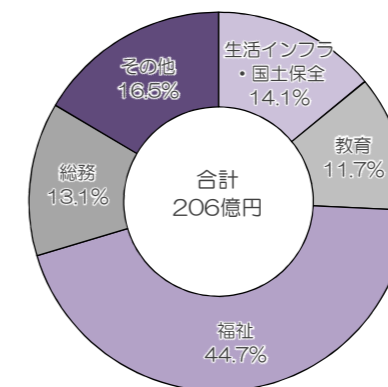
有形固定資産の内容(平成25年度)



総資産額とその財源内訳(平成25年度)



行政コストの内容(平成25年度)

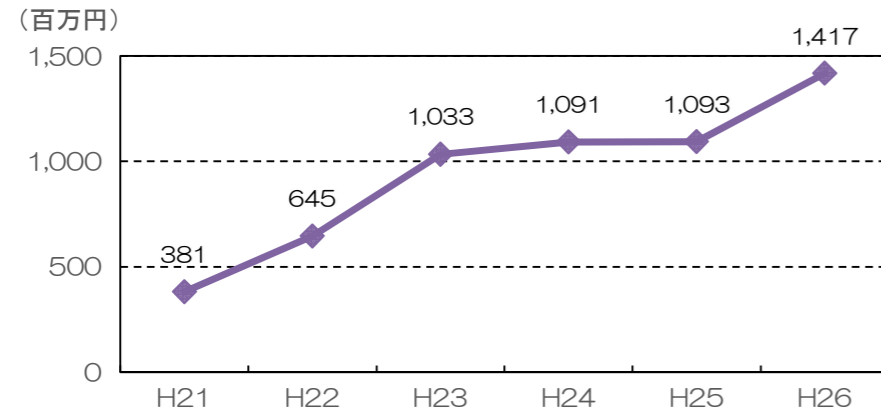


(旧 23)

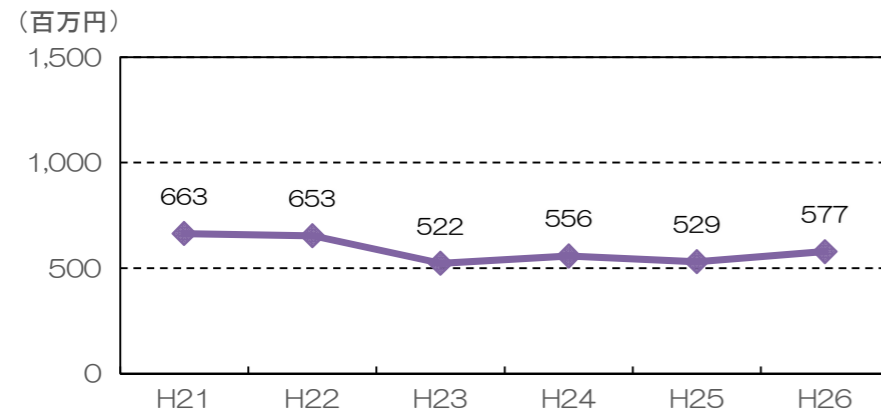


グラフを更新しました

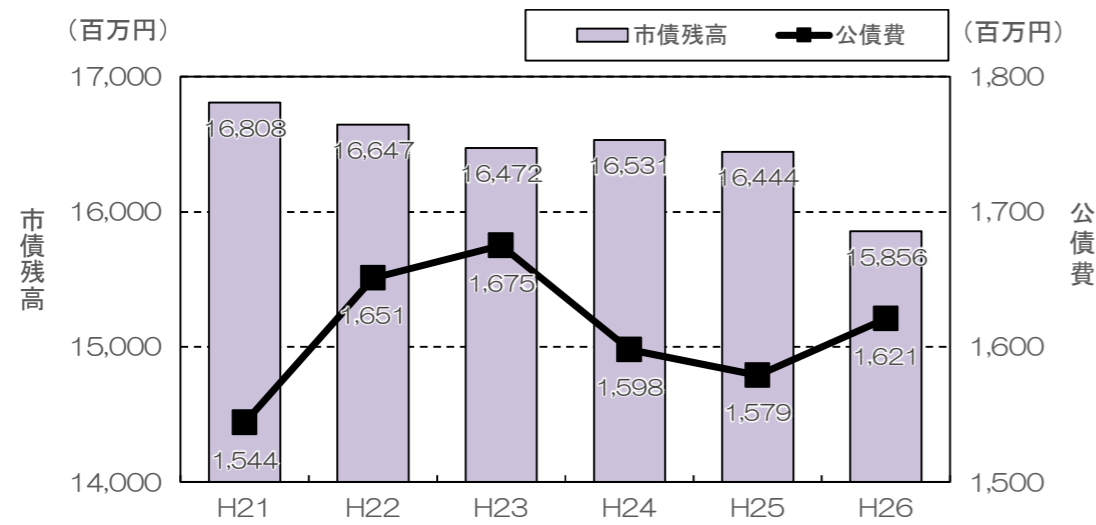
財政調整基金残高の推移



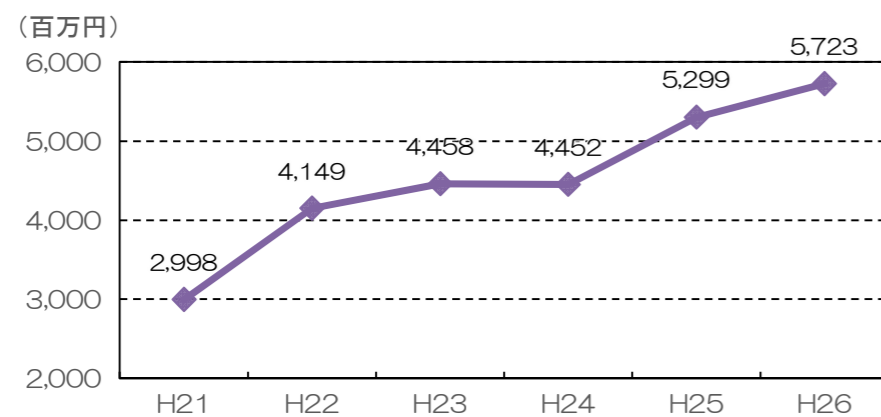
法人市民税の推移



市債残高及び公債費の推移



扶助費の推移



(旧 24)

財政健全化判断比率及び資金不足比率 (平成26年度決算)

	本市の数値	早期健全化基準	財政再生基準	(%)
① 実質赤字比率	0.0	12.83	20.0	
② 連結実質赤字比率	0.0	17.83	30.0	
③ 実質公債費比率	2.8	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	35.6	350.0		

	本市の数値	経営健全化基準	(%)
資金不足比率 (水道事業会計)	0.0	20.0	
資金不足比率 (下水道事業会計)	0.0	20.0	

用語説明

用語	説明
市債	市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負債する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。
財政調整基金	突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される基金のこと。
義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費（人件費、扶助費、公債費）のこと。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費のこと。
普通建設事業費	道路の新設や保育園の新築・改築などの建設事業に要する費用のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用のこと。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳児医療の公費負担など市の政策として行うものも含まれる。
公債費	市債を返済する元利償還金（元金と利子）と一時的な借入れをした場合の支払利息のこと。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた地方公共団体の財政状況を示す指標のこと。
経常収支比率	経常収支比率とは、財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費や公債費など「経常的な経費に充てられる一般財源」の、市税など「経常的に収入される一般財源総額」に対する割合のこと。

(旧 25)

(6) 市が重点プランとして掲げた施策に対する市民の意識

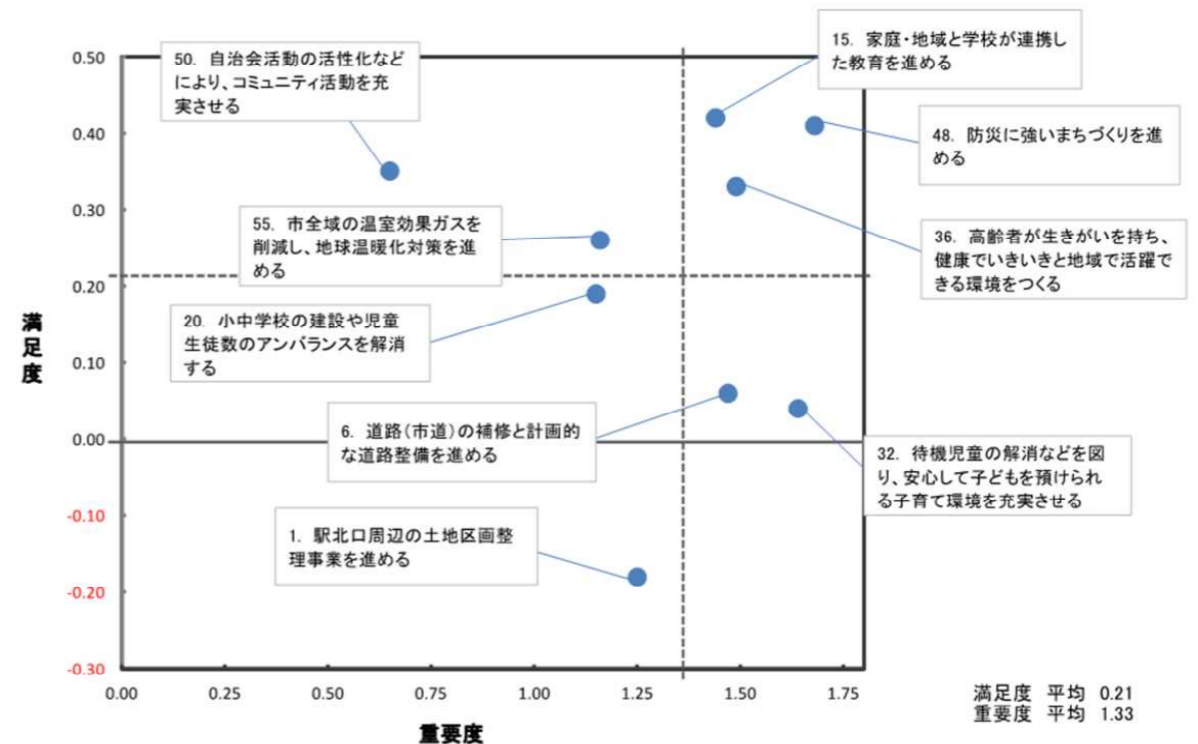
●平成27年度市民意識調査によると、重点プランのうち最も満足度が高い施策は、「施策15 地域と連携した教育の推進」となりました。

●重要度が高く、満足度が低い項目は、一般的に今後、満足度を上げるため、最も優先して取り組む必要があると考えられ、この施策としては「施策6 安全で快適な道路の整備」、「施策3 2 多様な保育サービスの推進」が該当します。

●満足度も重要度も高い項目は、一般的には、これまでと同様のサービス水準を維持することが必要と考えられ、この施策としては「施策15 地域と連携した教育の推進」、「施策3 6 高齢者の生きがいと社会参加への支援」、「施策4 8 防災体制・消防支援体制の強化」が該当します。特に、「施策3 6 高齢者の生きがいと社会参加への支援」については、70歳以上の満足度が全世代の平均満足度を上回っています。

●最も満足度が低い施策は「施策1 中心市街地にふさわしい駅北口周辺の整備」となりました。特に新倉及び下新倉地区に居住する市民からの重要度が高く、満足度が低くなっています。

【重点プランに掲げる取組に関する、満足度と重要度の分布図】



※ 満足度: 「満足」2点、「まあ満足」1点、「どちらともいえない」0点、「やや不満」-1点、「不満」-2点とした場合の平均点。「わからない」及び無回答は母数から除く。全員が「満足」と回答すれば、満足度は2点となる。また、満足している人より不満の人が多ければマイナスの値になる。

※ 重要度: 「重要」2点、「どちらともいえない」0点、「重要ではない」-2点とした場合の平均点。「わからない」及び無回答は母数から除く。

資料: 市民意識調査 (平成27年度)



全体を修正しました

3 第四次総合振興計画基本構想の進捗状況

基本目標「Ⅰ 快適で暮らしやすいまち」については、都市基盤について駅北口土地区画整理事業について工事着手するとともに、その他の組合施行区画整理事業について支援を実施し良好な市街地整備を進めましたが、進捗状況に一部遅れが見られます。また、安全な水の安定供給のため南浄水場第3配水池の建設を行っています。

基本目標「Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち」については、教育・文化・交流について下新倉小学校建設、市内小中学校非構造部材耐震化工事の実施など良好な教育環境を整備しました。また、スポーツ推進計画の策定によりスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、市民海外派遣事業の再開により国際化を推進しました。

基本目標「Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支え合うまち」については、保健・福祉・医療について保育園及び保育クラブの更なる開設やわこう版ネウボラ事業の開始など、引き続き子育て家庭への支援を行いました。また、和光市健康づくり基本条例を制定・施行し、市民の健康増進を図り誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めましたが、待機児童の解消には至っていません。

基本目標「Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち」については、生活・環境・産業について地域ブランドの推進により産業の活性化を図るとともに省エネルギー機器等の設置及び雨水浸透施設の設置に対する補助制度を開始し、環境に配慮したまちづくりを進めました。一方で大型店の進出やチェーン店の増加等により、市内卸売・小売業販売額及び商店数は減少傾向が続いています。また、農業においては、認定農業者は増加していますが、都市化の進展に伴い、営農環境は厳しい状況が続いています。

「Ⅴ 構想の推進に当たって」については、審議会等委員候補者公募制度の開始や事業点検の実施により、市政に対する更なる市民参加を推進しました。また、健全な財政運営に関する条例に基づき中期財政計画を策定し、中期的な視野に立った計画的かつ効率的な財政運営を行いました。

以上のように、第四次総合振興計画基本構想に掲げる基本施策の進捗状況（平成23年度～平成27年度）は、一部の施策において遅れが見られるもののおおむね順調です。

(旧 28)

【具体的な取組内容】

基本目標	主な取組
Ⅰ 快適で暮らしやすいまち 【都市基盤】	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅北口土地区画整理事業工事着手 ● ゾーン30事業 ● 諏訪越四ツ木線跨線橋供用開始 ● 越後山中央公園開園 ● 南浄水場第3配水池建設
Ⅱ 自ら学び心豊かに創造性を育むまち 【教育・文化・交流】	<ul style="list-style-type: none"> ● 少人数学級推進教員・学力向上支援教員・日本語指導員配置 ● 「わこうっこクラブ」、「放課後図書室開放事業」開始 ● 下新倉小学校建設 ● 午王山遺跡を和光市指定文化財（史跡）に指定 ● デジタルミュージアム開設 ● 市内小中学校校舎の非構造部材耐震化工事実施 ● 市民海外派遣事業再開 ● スポーツ推進計画策定
Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支え合うまち 【保健・福祉・医療】	<ul style="list-style-type: none"> ● わこう版ネウボラ事業開始 ● 子ども医療費助成対象を通院・入院とも中学校修了前までに拡大 ● 白子第二保育クラブ開設 ● 保育園開設（あすの木、里仁育舎、諏訪ひかり） ● 第6期長寿あんしんプラン策定 ● 障害者相談支援事業所、くらし・仕事相談センター開設 ● 健康づくり基本条例制定 ● 医療寄附講座支援事業の実施
Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち 【生活・環境・産業】	<ul style="list-style-type: none"> ● 家具転倒防止器具設置推進事業開始 ● 牛房八雲台特別緑地保全地区整備 ● 地域ブランド認定開始 ● 工場等移転利子補給制度開始 ● 軽トラ市開始 ● 和光市ふるさとハローワーク設置
Ⅴ 構想の推進に当たって	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員定数管理計画策定 ● 事業点検実施 ● 公共施設白書、公共施設等総合管理計画策定

(旧 29)

4 人口推計

第四次和光市総合振興計画の中間見直しに当たり、今後の本市の人口がどのように推移するのかをよりの確に把握するため、また、その推移にどのような特徴があるのかを明らかにするため、改めて将来人口の推計を行いました。

(1) 推計の方法

推計は、過去の総人口をもとに出生・死亡による自然増減率と転入転出による社会増減率の動向を分析し、コーホート要因法により推計を行いました。コーホート要因法とは、基準となるある年の男女別、年齢別の人口をもとに、合計特殊出生率や転入・転出の状況について仮定値を設定し、人口を推計する手法です。また、コーホート要因法は、国立社会保障・人口問題研究所や多くの自治体などでの人口推計に用いられている手法です。

推計に当たっては、過去5年間の全国、県、本市の出生率から最も高いものを高位、最も低いものを低位とし、その中間に位置する本市の出生率を中位に設定し推計を行った結果、平成32年の推計人口には、大きな差はなく、中位の推計を採用することとしました。

また、本市の人口動態や高齢化の状況をよりの確に反映した推計を行うために、土地区画整理事業等の特殊社会要因による影響を考慮しました。を市内を8つの地域に分割した上で、各地域について人口を推計し、特殊要因として現在進められている土地区画整理事業の進展による人口の増加を加味しました。

(2) 推計の基礎データ

推計に当たっては、平成27年1月1日現在の本市の町丁字別の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基準としました。また、自然増減については、平成22年の国勢調査結果に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が公表した仮定値を活用しました。平成19年の本市の合計特殊出生率及び平成17年の埼玉県生命表を用い仮定値を設定しました。社会増減については、平成21年から平成26年に市外から流入した開発による人口を考慮し、平成20年及び21年の本市の町丁字別の住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年11月1日現在）を用い仮定値を設定しました。

(3) 推計結果

計画の最終年である平成32年の本市の人口は80,778人に達することが見込まれます。年齢区分別の割合では、15歳未満が13.3%、15～64歳が68.6%、65歳以上が18.1%となり、平成21年と比べて、少子高齢化が進行すると予想されます。

なお、本市の人口の推移については、第四次和光市総合振興計画策定時では、平成21年11月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基準に、自然増減率、社会増減率及び土地区画整理事業による人口の増加等を加味し、推計を行いました。しかし、本見直しに当たっては、平成21年から6年間の本市の人口推移を踏まえ、よりの確な推計を行う必要があることから、平成27年1月1日現在の人口を基準に、改めて推計を行いました。

① 年少人口（0～14歳）

平成27年の11,489人から減少していき、平成32年には約700人減の10,786人まで増加を続け、12,240人となり、その後は、12,200人台を推移し、平成32年には、12,278人となるが見込まれます。

年齢別人口比は、平成21年の15.1%から平成32年には、13.3%に低下することが予想されます。

② 生産年齢人口（15～64歳）

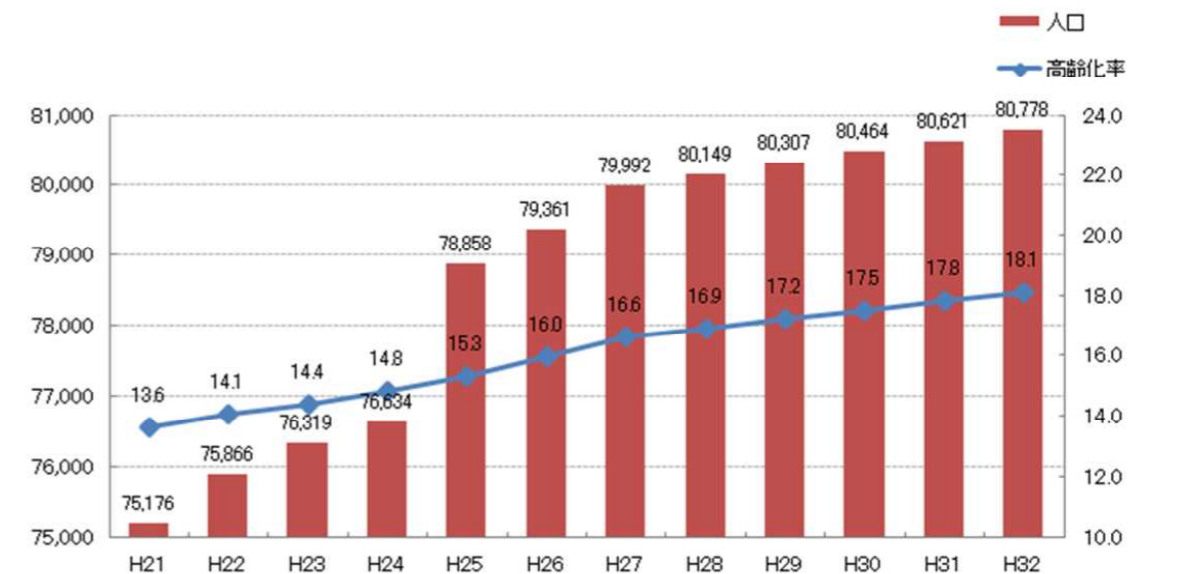
平成21年の53,627人から概ね微増し増加を続け、平成32年には、約1,700人増の55,379人となるが見込まれます。

年齢別人口比は、平成21年の71.3%から平成32年には、68.6%に低下することが予想されます。

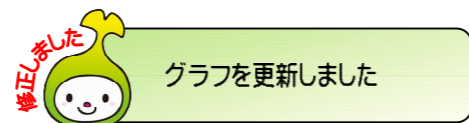
③ 高齢者人口（65歳以上）

平成21年の10,229人から増加を続け、平成32年には、約4,400人増え、14,613人となるが見込まれます。年齢別人口比は、平成21年の13.6%から平成32年には、18.1%に上昇することが予想されます。

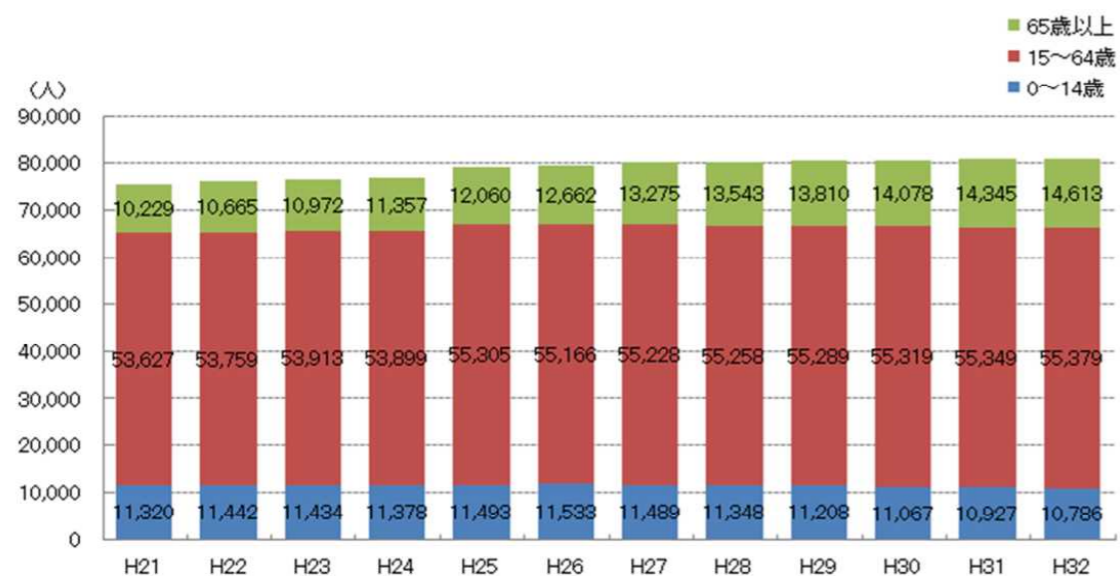
本市の人口の推移



* H25から外国人居住者を含む



年齢区別の人口推移



年齢区別の人口推移 (別表)

(人)

年度	H21		H22		H23		H24		H25		H26	
全体	75,176		75,866		76,319		76,634		78,858		79,361	
0~14歳	11,320	15.1%	11,442	15.1%	11,434	15.0%	11,378	14.9%	11,493	14.6%	11,533	14.5%
15~64歳	53,627	71.3%	53,759	70.9%	53,913	70.6%	53,899	70.3%	55,305	70.1%	55,166	69.5%
65歳以上	10,229	13.6%	10,665	14.0%	10,972	14.4%	11,357	14.8%	12,060	15.3%	12,662	16.0%

年度	H27		H28		H29		H30		H31		H32	
全体	79,992		80,149		80,307		80,464		80,621		80,778	
0~14歳	11,489	14.4%	11,348	14.2%	11,208	14.0%	11,067	13.8%	10,927	13.6%	10,786	13.3%
15~64歳	55,228	69.0%	55,258	68.9%	55,289	68.8%	55,319	68.7%	55,349	68.6%	55,379	68.6%
65歳以上	13,275	16.6%	13,543	16.9%	13,810	17.2%	14,078	17.5%	14,345	17.8%	14,613	18.1%

5 財政状況の今後の見通し

(1) 財政推計の考え方

財政分析の結果、扶助費や公債費、物件費の増加などにより、今後、財政状況の悪化が見込まれます。このような状況の中、本計画を確実に推進するためには、財政収支についてもしっかりとした見通しを持つことが必要です。そこで、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき平成27年度当初予算で策定した中期財政計画と整合性を図り、本計画期間である平成32年までの財政推計を行いました。

(2) 財政推計の方法

平成23年度から平成27年度の前期は、決算額及び当初予算額とし、平成28年度から平成32年度の後期の財政推計では、中期財政計画と整合性を図り、次のとおり、一定の条件のもと、財政収支の推計を行いました。

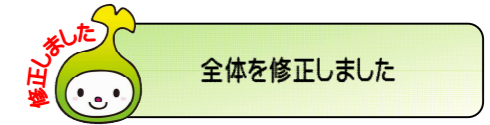
<歳入について>

市税については、平成27年度当初予算額を基礎に平成27年度税制改正の内容、人口増加等の変動要因を考慮して推移するものとし、国・県支出金については、社会保障制度等については現行制度を前提とし、過去の実績額等を考慮して推移、また市債発行額については、平成28年度以降は12億円で推移するものとし、

<歳出について>

人件費については、平成27年度当初予算額を基礎に職員の年齢構成等を考慮して推移することとし、扶助費は、社会保障制度については現行制度を前提とし、過去の実績額や人口増加等を考慮して推移、公債費については、平成28年度以降の借入条件を20年償還3年据置、元利均等、利率2.0%で推計しました。なお、平成28年度以降は毎年の市債発行額を12億円として推計しています。

(旧 33)



(3) 財政収支の見通し

歳入に関しては、平成23年度以降は約230億円で推移し、平成26年度は市税収入の増加と消費税率引上げによる地方消費税交付金の増加等により約248億円となりました。平成27年度当初予算額は下新倉小学校建設工事に伴い、市債が著しく増加しています。平成28年度以降は、市税収入の回復が見込まれ前期と比較し約1.0%の増加が見込まれます。また、社会保障関係経費の増加に伴い国・県支出金の増加や地方消費税交付金の増加が見込まれます。

また、歳出に関しては、平成23年度以降は約220億円で推移し、平成26年度は旧消防庁舎跡地等の売却収入を財政調整基金へ積立てたほか、国の制度である臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の実施や子育て施策の充実を図った結果、約233億円となりました。平成27年度当初予算額は、下新倉小学校建設工事の実施に伴い、投資的経費が著しく増加しています。平成28年度以降は、扶助費や公債費などの義務的経費が増加し、前期と比較し約14.3%増加が見込まれます。

消費的経費に関しては、物件費が下新倉小学校開校後の維持管理経費の増加により、前期と比較して約3.1%増加が見込まれます。

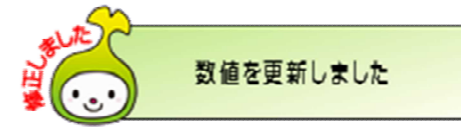
投資的経費については、前期と比較して約36.6%減少することが予想されますが、平成28年度から平成32年度までに約107億円が必要になると見込まれます。

義務的経費の増加や和光市駅北口土地区画整理事業を中心とした5つの土地区画整理事業の進展を勘案すると、今後の財政状況の中では、投資的経費の確保が困難になることが予想されます。このため、本計画において実施が予定されている事業に関しても、今後の財政状況や経済情勢を勘案しながら優先順位付けを行い、優先度の高いものから実施していきます。

(旧 34)

今後10年間の財政推計

(百万円)



区分		平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 当初予算額	前期 5年間計 (平成23年 ～27年度)	後期 5年間計 (平成28年 ～32年度)	
歳 入	自 主 財 源	地方税	14,739	14,063	13,737	13,630	13,704	13,860	14,113	13,773	69,080	69,787
		繰入金	1,158	1,343	857	334	854	661	1,119	1,427	4,395	2,500
		繰越金	983	1,276	1,430	1,748	1,125	1,353	1,280	500	6,006	5,647
		その他の収入	1,083	969	1,197	1,055	1,072	1,219	1,542	1,338	6,226	5,960
	小計	17,963	17,651	17,221	16,767	16,755	17,093	18,054	17,038	85,707	83,894	
	依 存 財 源	譲与税・交付税・交付金	1,281	1,231	1,267	1,306	1,255	1,298	1,417	1,590	6,866	7,689
		国・県支出金	2,588	4,002	3,802	3,967	4,051	3,822	4,411	5,298	21,549	24,411
		市債(臨時財政対策債)	667	1,035	1,037	605	592	169	130	0	1,496	0
		市債(その他)	336	773	152	614	881	1,154	742	2,883	6,274	6,000
	小計	4,872	7,041	6,258	6,492	6,779	6,443	6,700	9,771	36,185	38,100	
歳入計 A	22,835	24,692	23,479	23,259	23,534	23,536	24,754	26,809	121,892	121,994		
歳 出	義 務 的 経 費	人件費	3,570	3,544	3,543	3,451	3,475	3,417	3,597	3,844	17,784	19,623
		扶助費	2,810	2,998	※2 4,149	4,458	4,452	※3 5,299	5,723	5,711	25,643	30,824
		公債費等	1,479	1,544	1,651	1,675	1,598	1,579	1,621	1,776	8,249	8,649
		小計	7,859	8,086	9,343	9,584	9,525	10,295	10,941	11,331	51,676	59,096
	消 費 的 経 費	物件費	5,079	5,198	5,184	5,181	5,056	※3 4,445	4,666	4,921	24,269	25,040
		補助費等	1,745	※1 3,607	2,026	1,555	1,544	1,651	2,163	2,459	9,372	12,295
		維持補修費	85	67	64	67	61	62	63	83	336	415
		小計	6,909	8,872	7,274	6,803	6,661	6,158	6,892	7,463	33,977	37,750
	そ の 他 の 経 費	投資及び出資金	3	0	0	0	0	3	0	0	3	0
		積立金	917	216	683	1,245	552	839	1,024	2	3,662	2,505
繰出金		2,056	2,457	2,347	2,115	2,368	2,067	1,883	2,067	10,500	11,827	
予備費		0	0	0	0	0	0	0	25	25	125	
小計	2,976	2,673	3,030	3,360	2,920	2,909	2,907	2,094	14,190	14,457		
投資的経費(普通建設事業)	3,815	3,631	2,084	2,387	3,076	2,894	2,591	※4 5,921	16,869	10,691		
歳出計 B	21,559	23,262	21,731	22,134	22,182	22,256	23,331	26,809	116,712	121,994		
形式収支 A-B	1,276	1,430	1,748	1,125	1,352	1,280	1,423	0	5,180	0		

※1 平成21年度における補助費等の金額が著しく多額となっているのは、国の施策である定額給付金支給事業及び子育て応援特別手当支給事業を実施したことや企業利益の著しい減少によって多額の市税過誤納還付金が発生したことによる。

※2 平成22年度以降の扶助費の金額が著しく多額となっているのは、国の施策である子ども手当を支給することによる。

※3 平成25年度の物件費の著しい減少及び扶助費の著しい増加は、これまで物件費としていた公設民営保育園運営委託料を扶助費に整理したことによる。

※4 平成27年度の投資的経費(普通建設事業)の著しい増加は、下新倉小学校建設工事の実施による。

6 ~~第三次総合振興計画の総括~~第四次総合振興計画基本

構想の進捗状況を踏まえての課題

(1) 住宅都市としての質の向上

本市は、全国的に人口が減少傾向にある中、今後**もしばらくは**、人口の増加傾向が続くことが予想されています。また、本市は和光市駅に東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れ、都心部への交通の利便性が高いといえます。市民意識調査においても、本市の住みやすさについて、約~~75~~**80**%の市民が「住みよい」「まあ住みよい」とし「交通の便がよい」**「住み慣れて愛着がある」**「自然環境がよい」ことなどを主な理由として回答しています。今後は、交通条件が優れるのみでなく、良好な住環境の整備を行い、自らの地域の魅力を一層高め、住宅都市として質を向上していくことが必要です。

(2) 中心市街地の整備の推進

本市は、まちの顔である和光市駅周辺の整備や和光市駅までの交通網の整備が十分とはいえない状況にあります。丸山台方面及び駅前通りなどは整備が進められていますが、駅北口周辺においては、昭和45年の都市計画決定以来、ようやく土地区画整理事業が始まりました。今後は、市内の交通網を含め駅前広場、道路などの早急な整備を行い、市の玄関口である和光市駅を中心とした一体感あるまちづくりが必要です。

(3) 生活道路の安全性の確保

本市は、市民の日常生活に身近な生活道路の中で、地域によっては、車の往来が困難な狭あい道路や歩道が確保されていない道路があるなど、安全性やバリアフリーが確保されていない箇所がみられます。市民意識調査においても、~~今後重点的に取り組むべき項目~~**要望**として「安全な歩行空間の確保」が**上位**にあげられています。これらのことから、市民の安全性を確保する観点からも、道路の拡幅や車道と歩道の分離を行うなど、生活道路の計画的な整備が必要です。

(4) 小・中学校の配置及び規模の適正化

本市は、若い世代の転入が多く、児童生徒数が増加し、~~小・中学校が不足している地域がある~~~~方、子育て世代の流入が少ない地区もあり、小・中学校に空き教室が発生しています。~~また、~~小中学校1校当たりの児童生徒数については、他自治体平均に比べ多いといった現状があります。~~市の北側は南側と比較して学校の配置が十分でない地域も存在していることから、~~小・中学校の配置や規模の適正化を図ることが必要です。~~**ている中で、小・中学校の配置及び規模の適正化が課題となっていました。平成28年4月の下新倉小学校開校により、小学校については課題の解消が図られました。中学校の配置及び規模の適正化については、今後の課題として検討していく必要があります。**

(5) 福祉ニーズへの対応

本市の人口構成については、都心部への交通アクセスがよいこと、戸建住宅やマンションなどの建設により若い世代の転入が増加しており、20歳代から30歳代の人口が多くなっています。このことにより、子育て世帯も多いことから、子育てに関するさまざまなニーズに的確に応え、子育ての負担を軽減することが必要です。

また、本市では、今後、高齢化率は徐々に高くなることが予想されることから、健康や生きがいづくり、介護予防・介護などの面での対策が必要です。

市民ニーズの高い子育て支援及び高齢者対策に、子どもや高齢者、さらにその家族などが地域で

(旧 36)

いきいき暮らしていけるためにも今後、特に力を入れていく必要があります。

(6) 地域の連帯感の醸成

本市は、市民意識調査において、約~~80~~**70**%の市民が**市民活動・地域活動に参加したことがない市や住んでいる地域のできごとや動きについてあまり関心がない**と答えており、また、約40%の市民が近所の人との付き合いについてもあいさつをする程度と答えています。また、単身世帯が一般世帯の約40%を占め、昼間流出人口比率が高く、転出率及び転入率が高いことなどから、居住地に対する関心が薄い市民が多く、地域の住民同士の交流も希薄になっています。災害時の対応や防犯体制を充実するためには、地域のつながりをより深めるような取組が必要です。

(7) 豊かな自然の保全と再生

本市は、和光樹林公園、荒川河川敷運動公園、ふれあいの森、都市公園などの公園・緑地、斜面林及び湧水地を有しているなど、東京近郊という立地にもかかわらず、比較的豊かな自然に恵まれています。市民意識調査や市民まちづくり討議会においても、市民が本市に魅力や誇りを感じるものとして同様にあげています。しかしながら、近年、都市化の進展に伴い、利便性が求められた結果、本市では、緑地や特徴的な湧水地の急速な減少が進んでおり、身近な自然の消滅が危惧されています。本市の魅力でもある恵まれた自然を守り、更には失われた自然を再生して将来世代に身近な自然を残していくためには、行政のみならず市民の協力を得た自然の保全に向けた取組が必要です。

(8) 産業の活性化

~~本市は、近年の池袋や新宿、渋谷といったターミナル駅へのアクセスが容易であることから~~**向上****による、首都圏への消費の流出で市内の商店街小売店等**の活気が失われるなど、産業、特に商工業を取り巻く環境は厳しくなっています。このことから、本市の特性や地元ならではの**地域**ブランドを確立し、商工業をより一層発展させる必要があります。

また、~~近年で平成20年には~~、新産業の拠点である和光理研インキュベーションプラザが開設され、産官が連携し、新産業の育成支援を行っていますが、今後、~~は本市の地理的優位性を生かし、基盤整備を含めた産業の活性化~~**新産業形成のための支援**も必要です。

農業においては、地域農業の担い手を確保するため、個々の農業経営の強化に向けて、継続的な支援が必要です。

(9) 厳しくなる財政状況への対応

本市は、これまで地方交付税の不交付団体であるなど、十分な財源を背景にした、行政サービスを展開してきました。しかしながら、経済情勢の悪化に伴う市税の減収や国の財政措置に伴う臨時財政対策債や減収補てん債の増加など、本市の財政状況は厳しくなっています。今後は財政状況を十分に踏まえ、限られた財源を有効に活用し、持続可能な行政運営をすることが必要です。

(10) 新たな市民参画・協働のスタイルの確立

本市は、市民意識調査において「市民と行政の協働が充実している」という項目の**重要度及び満足度がともに低い状況**にあります。一方で、従来から地域に根ざした活動を継続している団体や、自らの問題意識で課題解決すべく活動を行う団体の**台頭などがみられずが増えてきています**。また、本計画策定時に無作為抽出による市民まちづくり討議会の開催や公開の場で議論する機会を増やすなど、新たに市民が主体的に市政や地域づくりに参画する機会が増えていきます。今後は、これらの取組を更に発展させ、~~和光市版の新たな協働スタイルを確立させること~~**和光市協働指針を踏まえた協働環境の整備**が必要です。

(旧 37)

1 将来都市像

前計画では、空・水・大地の力に育まれたみどりをうるおいの象徴として、みどりと人間の自然な調和が保たれ、人間の生命が息づく豊かなまちを目指し、将来都市像を「みどり豊かな人間都市、和光」と掲げ、まちづくりを進めてきました。

本計画では、この考え方を継承しながら、これまでの本市の強みでもあった自然環境を守りつつも、更に都市としての魅力を拡大するためにも、都市機能の整備により利便性を向上することで、自然環境と都市との調和がとれ、誰もが住み続けたいと思うまちを目指します。

また、これらの都市像の実現に向けては、市民と行政が一体となり、和光というまちについて考え、そして、自立したまちをつくることを目指します。

そこで、本計画では、将来都市像を次のように定めます。

【将来都市像】

みんなでつくる 快適環境都市わこう

2 将来都市像の基本的な考え方

(1) 「みんなでつくる」

本市の人口構成は、都心部への交通のアクセスがよいことや近年の居住環境の整備の推進により、若い世代の流入が増加しており、また、単身世帯が一般世帯の約40%を占め、昼間流出人口比率が高く、転出率及び転入率が高いことなどから、地域に対する関心が薄い市民が多く、地域の住民同士の交流も希薄になっています。~~市民意識調査においても、約80%の市民が住んでいる地域のできごとや動きに関心がないと答え、そのことを示す結果となっています。~~

また、魅力のある自立したまちづくりを行うためには、行政のみが取り組むのではなく、市民自らが地域に関心をもち、市民が主体となり、市民同士の支え合いや協力により、自らが住むまちを自らの手でつくりあげていこうとすることが、これまで以上に必要となります。つまり、市民が市政の主役であり、行政はその活動を支えることにより、市民との協働によるまちづくりを推進します。

そのため、「みんなでつくる」をキーワードとし、市民みんなで、市のまちづくりを進めていくことを表します。

(2) 「快適環境都市」

本市は、和光市駅に東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れ、都心への交通の利便性が高い一方で、公園・緑地、斜面林及び湧水地があるなど、東京近郊という立地にもかかわらず、比較的豊かな自然に恵まれています。市民意識調査においても、約75.80%の市民が住みよよしとし、交通の便がよい、自然環境がよいことなどを主な理由として回答しています。本市は、このような自然環境と都市機能との調和がとれた住環境を形成しているということが大きな魅力となっており、人口も増加を続け、若い世代が多い賑わいと活力のあるまちとなっています。

これらの魅力を受けつぎ、更に高め、生まれたときから本市に住んでいる人、新しく移り住んできた人、子どもから高齢者まで誰もが安心して、住み続けることができるようなまちとなるよう、「快適環境都市」を目指します。

そのためには、本市の特徴でもある緑地や湧水地などの美しい自然環境を守りながら、住宅都市としての良好な環境を整備し、都市と自然環境が調和するとともに、子どもから高齢者までの市民が安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めることが必要です。

そこで、「快適環境都市」の目指すべき姿を次のとおりとします。

- I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）
- II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）
- III 健やかに暮らしみんなで支え合うまち（保健・福祉・医療）
- IV 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

この将来都市像を実現するため、これらの目指すべき姿を市民と行政がともに目指す4つの基本目標とします。

3 将来都市像の実現に向けた課題

本市の将来都市像の実現に向けて、次のような課題が考えられます。

(1) 人口増加と少子高齢化への対応

本市の人口は、平成17年に70,000人を超えた後も着実に増加しておりますが、平成17年から平成22年にかけては5年間で4,000人程度の増加がみられたものの、平成23年から平成27年にかけての人口増加は1,800人程度となっており、増加の幅は小さくなっています。また、本計画の目標年度である平成32年には、80,778~~80,826~~人に達すると予想されています。その内訳は、年齢別人口の構成比で、15歳未満が13.3~~7~~%、15～64歳が68.6~~9~~%、65歳以上が18.1~~7~~4%になると推計しています。

本市の場合、都心部への交通の利便性の高さなどの理由から、今後も微増で推移していくことが推計着実な人口の増加が予想されています。

なお、本市の年齢別人口構成に関して、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳の生産年齢人口は若干の増減があるもののほぼ横ばいで推移していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、本市においても高齢化が進行しております。流入人口が多いため、高齢化率は他自治体と比較して低く、現在は高齢化社会や介護という言葉が身近に感じられないこともあります。

~~しかし、全国的に人口の減少傾向が進む中であって、いずれ本市においても、経年変化によって、住民年齢が進むため、高齢者人口の割合は増加することが予想されます。~~

また、本市の人口流入の増加によって、これまで以上に地域ではさまざまな交流機会が生まれることが予想され、今後は、個人と地域とのつながりや市民同士の交流活動に対する市民の関心は更に高まっていくものと考えられます。

このことから、今後は、人口増加に伴う住環境や中心市街地の整備を進めるに当たって、都市と自然の調和に配慮した快適で暮らしやすいまちづくりや地域の連帯感の醸成への対応が求められていくこととなります。

(2) 教育・福祉ニーズへの対応

本市の人口構成については、20歳代、30歳代の人口割合が、全国的にみても高いことが特徴としてあげられます。こうした若い世代の関心事の一つとしては、子育ての負担軽減や子どもたちの教育環境の充実が考えられます。そこで、今後は、安心できる子育て環境づくりや学校教育の充実が課題となることが予想されます。

また、今後、市民の定住傾向が高まるにつれて、あらゆる世代、あらゆる生活環境にある市民が、それぞれの立場で、生きがいを持って、健やかに健康に暮らしたいと願う市民の願いを実現するさまざまな取組が必要となります。

このことから、今後は、教育をはじめ、児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉などへの市民の関心の高まりへの対応が求められていくこととなります。

(3) 生活環境の充実

市民が高い関心を寄せるテーマとして、安全で安心なまちづくりの実現や自然と調和したまちづくりの推進があげられます。

本市の市民意識調査でも、日常生活における安全やバリアフリー化への取組に対して、市民の高い関心が伺える結果となっています。さらに今後は、災害などから市民の財産と生命を守るための取組を含め、市民にとって身近な場所での安全、安心の確保が求められると考えられます。

また、本市では、都心に近い立地にありながらも、豊かな自然に恵まれています。

今後は、人口増加と市街地の拡大による都市化の進展によって、自然環境と調和のとれたまちづくりへの対応が求められていくこととなります。

(4) 産業の活性化

本市は、都市部に近い立地条件と交通の利便性の高さから、人口流入が進む一方で、都心部との競合によって、地元の商工業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっています。このことから、地域ブランドや地域資源の発掘による地元の商工業の活性化と魅力づくりなどの取組が必要です。また、継続的な農業振興のためにも地産地消や食育の考え方を普及し、安全で安心な農作物の提供などの取組も必要です。

さらに、本市には、新産業の拠点である和光理研インキュベーションプラザをはじめとする研究機関などがあることから、都心部へのアクセスのしやすい地理的好条件を生かし、産業基盤の構築や新たな産業活性化の取組などが求められていくこととなります。

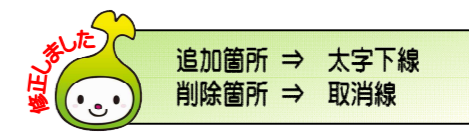
(5) まちづくりの担い手の確保

今日の地域社会では、住民の価値観、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化、高度化が進んでおり、行政にはこれに対応したより柔軟できめ細かいサービスの提供が求められています。しかしながら、サービス提供にはその裏付けとなる財源と人員という経営資源が必要となりますが、経営資源の確保は年々難しくなっています。

こうした状況にあって、市民意識調査結果では「市民と行政の協働が充実している」という項目で、重要度と満足度がともに低い状況にあります。

その一方、公共サービスは、従来は、単に行政が提供するサービスとして捉えられてきましたが、今日では、公共的な目的のために行われるサービスを指し、NPO や民間企業の社会参加活動の広がりとともに、そのサービスの提供主体は、次第に行政だけでなく、企業や市民にも広がっています。

したがって、自らが住むまちを自らの手でつくりあげていく理想に向かって、今後、新たなまちづくりの担い手の確保を図るとともに、市民やさまざまな民間団体との協働や連携によって、本市独自のまちづくりを推進することが求められていくこととなります。



4 基本目標

I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

【目指す姿】

市民の誰もが快適に暮らせるよう、都市基盤の整備水準（質・量）の向上を図ります。また、交通の利便性を生かした快適な市街地としての環境を整備するとともに、都市と自然の調和した本市の特長を生かした良好な景観を形成することで、誰もが住みやすいまちを目指します。

【実現に向けた方針】

まちの整備においては、駅北口土地区画整理事業、中央第二谷中土地区画整理事業、越後山土地区画整理事業、和光北インター地域土地区画整理事業及び白子三丁目中央土地区画整理事業を進め、地域の特色を生かした安全・安心で快適なまちの整備を推進します。

景観においては、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観の形成を目指し、市民、事業者及び行政が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進します。

道路においては、都市計画道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備や狭あい道路の解消を進めます。また、安全な歩行空間の確保に努めるなど、安全で快適な道路整備を推進します。

公園においては、憩いと交流のための公共空間として活用していくため、維持管理を推進するとともに、計画的な公園整備を推進します。

上水道においては、安全で安定的な水の供給に努めます。また、下水道においては、汚水の施設整備と維持管理を進めるとともに、集中豪雨による浸水被害などを防止するため、雨水整備を推進します。

(旧 47)

II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

【目指す姿】

学校と地域が連携した教育を行い、将来に向かっていきいきと学べる教育環境づくりを進めます。また、市民が多彩な活動や交流の場を通じさまざまな文化に触れるとともに多様化・高度化する市民の学習ニーズに応える生涯学習を推進し、人間性豊かで創造性を育むまちを目指します。

【実現に向けた方針】

学校教育においては、個性を伸ばし生きる力を育む教育を充実し、創造性に富んだ人間の育成を図ります。また、学校の適正配置を図るとともに、地域の実態を把握した個性を生かした学校づくりを推進し、地域の自然と親しみ、身近な自然を守る教育を通して、子どもたちが将来に向かっていきいきと学べる環境づくりを推進します。

青少年の健全な育成においては、児童・生徒及び青少年が地域で安全で安心な生活が送れるよう、家庭、地域、関係機関との連携強化を図り、青少年の育成に適した環境づくりを推進します。

生涯学習においては、多様なニーズに合った対応した学習機会を提供するとともに、市民にとって生涯を通して自らの学ぶ意欲が満たされ、学習の成果を発揮できる施設整備に努め、地域に根ざした生涯学習・社会教育の学習環境づくりを推進します。

文化においては、文化・芸術活動、スポーツレクリエーション活動などの充実を図り、市民一人ひとりが自らを磨きながら健康で心豊かな生活が送れる環境づくりを推進します。

交流においては、誰もが差別されることなく暮らすことのできる地域社会を目指すとともに、男女それぞれが自分らしく生きることができ男女共同参画社会の実現を目指した啓発活動を推進します。また、国際化への対応として、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。

(旧 48)

Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支え合うまち（保健・福祉・医療）

【目指す姿】

市民の誰もが生涯にわたり生きがいを持ち、健やかで安らぎある暮らしが送れるよう、地域包括ケアシステムの構築により、妊娠期を含む子どもから高齢者までの全ライフステージにおける様々な地域課題を解決する福祉基盤づくりと機能化多様化する福祉サービスに対し、市民が協力し、地域でお互いに支え合う地域福祉社会の実現を目指します。また、教育大綱に基づき、地域・家庭教育との連携により、地域福祉の充実を図ります。

【実現に向けた方針】

子育て支援においては、待機児童の解消など保育サービスの充実を図ります。また、育児不安や児童虐待の深刻化など子育て家庭を取り巻く問題に対し、地域包括ケアを念頭に置いた子ども・子育ての自立支援と、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援により、地域全体で子育てを支援し子どもたちが健やかに育つための環境づくりを推進します。

高齢者福祉においては、住み慣れた地域で安全と安心に包まれて暮らし続けることができるよう、介護予防の更なる推進、在宅介護と在宅医療の連携及び地域における互助力の充実を図ります。また、認知症を発症しても地域で暮らし続けられるよう、認知症の全ての状態に対応することができる地域の体制を構築します。~~互いに支え合い元気に過ごすことができる環境づくりを推進します。また、ボランティアなどと連携した地域支援体制を整えるとともに、介護予防サービスや在宅サービスなどの各種サービスの充実を図り、自立した生活が送れるよう支援します。~~

障害者福祉においては、チャレンジドの一人ひとりに合ったサービス提供体制を整備し、チャレンジドの自立、共生、社会参加、社会貢献等を目指します。また、相談支援体制の充実により、チャレンジドの自立した生活を支援します。~~「マライゼーション、インクルージョン、共生の3つの理念に基づき、地域でともに支えていく共生社会を目指します。また、低所得者支援を含めた相談支援体制の充実を図り、自立した生活が送れるよう支援します。~~

生活困窮者自立支援においては、世帯を包括的に支援するとともに、予防の視点を加えた「貧困の連鎖」を防止するための取組となる子どもやひとり親家庭に対する支援や、新たな就労のあり方と就労の継続を踏まえた施策を展開します。

健康づくりにおいては、和光市健康づくり基本条例に基づき、ヘルスソーシャルキャピタル（地域の絆・ご近所力）による健康づくり、市民の健康増進や病気の予防（重症化予防）と、孤立予防等の取組による地域課題の改善・解決を推進します。~~市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るため、予防や健診など健康づくりができる環境を整備するとともに、関係機関と連携して医療体制などを充実します。~~

国民健康保険の運営及び国民年金の普及においては、国や県の制度改正などを見極めながら、市民が適切な社会保障サービスが受けられるよう努めるとともに、社会保障制度の適正な運営を図ります。

* 地域包括ケア（地域包括ケアシステム）とは、住み慣れた地域で、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本として、医療・介護・予防・福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場（日常生活圏域＝準中学校区）において適切に提供される体制をいいます。

Ⅳ 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

【目指す姿】

市民と行政の協働により、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、環境を保全し、緑豊かな美しいまちづくりを進めるとともに、環境負荷の少ないまちの実現を目指します。また、市民の生命と財産を守るため、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指します。さらに、本市の立地や資源を生かし、産業の発展を目指すとともに、すべての世代がコミュニティづくりに参加する、賑わいと活力に満ちたまちを目指します。

【実現に向けた方針】

生活環境においては、市民や事業者と協働して、ごみの減量・分別・リサイクルの促進を図ります。また、緑地や湧水などの自然環境の保全を図り、自然と調和したまちづくりを進めるとともに、市民や事業者が環境活動を積極的に実施・拡大できるよう支援します。

防災・防犯においては、市民と行政の連携や防災・防犯に対する市民意識の向上に努め、自主防災組織の強化や防災拠点の整備・体制づくりを図ります。さらに、関係機関と連携した防犯対策を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

コミュニティにおいては、地域における連帯が希薄になってきていることから、つながりの強い地域を目指し、コミュニティ活動を支援し、人と人が地域で支え合う、コミュニティを形成するまちづくりを進めます。さらに、市民からの多様な相談に対する体制の充実を図るとともに、消費者保護を推進します。

産業においては、賑わいある産業の振興を図るため、本市の持つ産業の特徴などを生かしながら、商工業の活性化や地域ブランド及び地域資源事業の推進に努めるとともに市内研究機関などと連携の研究成果や先端技術を活用し、新産業エリアの形成を図ります。また、農業においては、生産と消費が地域内で展開する、地産地消への市民意識の向上に努めるとともに、農地の有効利用と緑地空間が維持できる調和のとれた都市型農業を推進します。

1 重点プラン

本市では、今後10年間における重点的な取組として「安全で暮らしやすいまちづくりプラン」、
「安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン」を重点プランとして掲げ、その実現を目指し、
庁内関係各課が連携するとともに、予算の集中化や職員体制の充実を行うなど、重点的・積極的
に取り組んでいきます。

なお、この重点プランは、市民意識調査、市民まちづくり討議会、市民提案などを参考に、市
民が安全・安心に暮らせることを目指すため、設定しました。

重点プラン1 安全で暮らしやすいまちづくりプラン

市民の誰もが安全に暮らすためには、災害に強いまちや市民の身近な暮らしの安全といった観
点からの施策が重要であり、和光市駅北口を中心とした市街地整備や道路利用者の安全性の確保、
地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量の抑制、防災体制を充実するための自助・共助での
取組が必要不可欠となります。

市民意識調査及び市民まちづくり討議会などにおいて、本市の魅力は、都心部への交通の便が
よいことがあげられていますが、市の北側は、駅前広場や道路、公園などの整備が不十分であり、
土地区画整理事業により、災害に強く良好な市街地整備が最優先の取組となっています。

また、狭あい道路も多く、災害時などに市民や緊急車両などが安全に通行できるよう、道路の
拡幅を行うとともに、高齢者や身体障害者に対するバリアフリー化の推進が必要です。

近年では、地球温暖化の影響による集中豪雨などの都市型災害が多発していることから、本市
においても、市民が安全に暮らせるよう地球温暖化防止対策を講じることは、市に求められる取
組であると考えます。

さらには、今後、災害が発生した際には、自らの命や財産は自らが守り、地域は近隣住民みん
なで守るといった、自助・共助といった防災行動につながるよう、市民の意識を高める必要があ
ります。

これらのことから、市民が安全で暮らしやすいまちづくりを目指し、次の4つの取組を重点的
に行っていきます。

【取組】

- ① 駅北口土地区画整理事業を積極的に推進します。
- ② 道路環境の整備を推進し、安全な歩行空間を確保します。
- ③ 自助・共助による防災体制を推進します。
- ④ 地球温暖化防止対策を推進します。

(旧 52)

重点プラン2 安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン

市民の誰もが安心していきいきと暮らすためには子育て世代と高齢者の安心や地域との連携と
いった観点からの施策が重要であり、多様化する保育サービスへの対応、高齢者の地域社会との
かかわりへの支援、市全域からみた適切な小中学校の配置や規模の適正化及び地域と連携した教
育活動の推進が必要不可欠となります。

本市は、都心に近いことから、人口構造や人口動態からみると、若い世代の転入が多くなって
います。特に30歳代を筆頭に20歳代、40歳代の人口が多く、子どもの数が増加している傾
向がみられます。しかし、児童生徒数の増加に対応した学校の配置が十分でない地域も存在する
ことから、地域の核となる小・中学校の配置や規模に不均衡がみられましたが、平成28年4
月の下新倉小学校開校により、小学校については課題の解消が図られています。また、現在まで
に、出産や子育てへの支援を重要な施策と位置づけ、子育て支援拠点の整備などを行ってしまし
たが、昨今の経済状況の悪化により共働きを希望する世帯が増加していることから、保育園の待
機児童数が急激に増加し、その対応が必要です。

また、都市化が進展していることから、地域の連帯感が希薄化しているといった課題があり、
特に、児童生徒には、地域の特色を生かした教育を推進し、学校・家庭・地域の相互の絆を深め
ることで、自ら育った地域に対する郷土愛の心を養う必要があります。

今後は、若い世代の市民が多い本市においても、高齢者が増加し、高齢化が着実に進むことか
ら、教育や子育て支援と同様に、地域社会活動への支援などを通じた高齢者の生きがいがづくりが
求められています。

これらのことから、市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、次の5つの取組
を重点的に行っていきます。

【取組】

- ① 快適で安心な教育環境の中で地域と連携した教育を推進します。
- ② 地域で安心して子育てできるよう支援します。
- ③ 小中学校の配置・規模の適正化を図ります。
- ④ 高齢者が安心する生きがいがづくりを支援します。
- ⑤ 地域で安心して触れ合えるよう支援します。

(旧 53)



体系図に課名・重点プランを追加しました(点線枠部分)

みんなで作る 快適環境都市 わこう

都市像

基本目標

I 快適で暮らしやすいまち (都市基盤)

II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち (教育・文化・交流)

III 健やかに暮らしみんなで支え合うまち (保健・福祉・医療)

IV 安らぎと賑わいある美しいまち (生活・環境・産業)

基本施策	番号	施策	主な担当課	安全	安心	
I 快適で暮らしやすいまち (都市基盤)	i	良好な市街地の整備	1 中心市街地の賑わい、駅北口周辺の整備	都市整備課	★	
	ii	快適な住宅地の整備	2 交通の利便性を生かした産業拠点の整備	都市整備課		
	iii	安全で快適な道路環境の整備	3 良好な景観形成の推進	都市整備課		
	iv	憩いと交流のための公園整備と管理	4 良好な居住環境の形成	都市整備課		
	v	上・下水道サービスの提供	5 安心して暮らせるまちづくりの推進	建設課		
			6 安全で快適な道路の整備	道路安全課	★	
			7 交通安全対策の推進	道路安全課		
			8 都市計画道路の整備	都市整備課		
			9 計画的な公園の整備と維持管理の充実	都市整備課		
			10 泉宮和光樹林公園の有効活用	都市整備課		
			11 安全な水の安定供給	水道施設課		
			12 公共下水道利用の推進	下水道課		
			13 雨水対策の推進	下水道課		
II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち (教育・文化・交流)	i	個性を伸ばし生きる力を育む教育	14 確かな学力の育成をめざした教育の推進	学校教育課		●
	ii	心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり	15 地域と連携した教育の推進	学校教育課		
	iii	青少年の健やかな成長を支える地域づくり	16 子どもの学びの場としての推進	学校教育課		
	iv	人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり	17 放課後児童の居場所づくりの推進	生涯学習課		
	v	スポーツ・レクリエーション活動の振興	18 安全でおいしい学校給食の充実	学校教育課		
	vi	国際化と平和・人権尊重のまちづくり	19 安全な学校教育環境の整備	教育総務課		●
			20 小中学校の配置・規模の適正化の推進	学校建設準備室		
			21 幼児教育の機会の支援	こども福祉課		
			22 生涯学習支援の推進	生涯学習課		
			23 充実した生涯学習機会の提供	生涯学習課		
			24 青少年の育成に適した環境づくりの推進	スポーツ青少年課		
			25 歴史的な文化資源の保護・活用	生涯学習課		
			26 創造的な文化の振興	人権文化課		
			27 スポーツ・レクリエーション環境の整備	スポーツ青少年課		
			28 スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ青少年課		
			29 人権啓発・教育及び平和の推進	人権文化課		
			30 男女共同参画社会の実現	人権文化課		
			31 国際化の推進	人権文化課		
III 健やかに暮らしみんなで支え合うまち (保健・福祉・医療)	i	子どもが健やかに育つための環境づくり	32 多様な保育サービスの推進	こども福祉課		●
	ii	高齢者の生きがいづくり	33 安心して暮らせる子育ての実現	こども福祉課		
	iii	障害者を地域で支えるまちづくり	34 地域における健やかな子育ての実現	こども福祉課		
	iv	低所得者への支援	35 子育て家庭への経済的支援	こども福祉課		
	v	生涯にわたり健やかに暮らせるまちづくり	36 高齢者の生きがいと社会参加への支援	長寿あんしん課		●
	vi	国民健康保険の安定運営・国民年金制度の普及	37 きめ細かな介護予防の推進	長寿あんしん課		
			38 介護サービスの適正な提供	長寿あんしん課		
			39 チャレンジが安心できる福祉の推進	社会福祉課		
			40 地域で支え合う福祉の推進	社会福祉課		
			41 低所得者の生活の安定と自立への支援	社会福祉課		
			42 健康な次世代を育む母子保健の推進	健康支援課		
			43 健康で元気になる食育の推進	健康支援課		
			44 安心して暮らせる健康づくりの推進	健康支援課		
			45 地域との連携による保健・医療体制の推進	健康支援課		
	IV 安らぎと賑わいある美しいまち (生活・環境・産業)	i	防災・防犯に取り組むまちづくり	46 国民健康保険の適正な運営	健康支援課	
ii		つながりの強い地域づくり	47 国民年金の普及	健康支援課		
iii		公共交通の利用促進	48 防災体制・消防支援体制の強化	危機管理室	★	
iv		安心な市民生活を支えるまちづくり	49 地域と連携した防犯対策の推進	危機管理室		
v		環境に配慮したまちづくり	50 コミュニティ活動の推進	市民活動推進課		●
vi		ごみ減量・分別・リサイクルの推進	51 コミュニティ施設の整備	市民活動推進課		
vii		活力ある産業の振興	52 鉄道・バスの利便性の向上	道路安全課		
			53 消費者保護の充実と消費力の強化	市民活動推進課		
			54 誰もが気軽に相談できる窓口の推進	市民活動推進課		
			55 地球温暖化対策の推進	環境課	★	
			56 湧水・緑地の保全と再生	都市整備課		
			57 水環境の保全	環境課		
			58 生活環境保全の推進	環境課		
			59 ごみ減量・リサイクルの推進	資源リサイクル課		
			60 廃棄物の適正処理の推進	資源リサイクル課		
			61 市の特色を生かした地域ブランドの推進	産業支援課		
			62 中小企業の育成支援	産業支援課		
		63 魅力ある新たな産業の推進	産業支援課			
		64 都市農業の推進と担い手の育成	産業支援課			
		65 就労支援対策の推進	産業支援課			

重点プラン

表中の記号は各重点プランがどの施策の内容を含んでいるかを示しています。

★ 重点プラン1 安全で暮らしやすいまちづくりプラン

● 重点プラン2 安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン

方針

方針

i 市民・行政・企業などとの役割分担と協力

- 66 協働型社会の構築 市民活動推進課
- 67 市民参加の推進 政策課
- 68 さまざまな連携によるまちづくりの推進 政策課

V 構想の推進に当たって

ii 行財政改革の徹底

- 69 計画的な行政経営 政策課
- 70 効果的・効率的な行政サービスの提供 政策課
- 71 持続可能な財政運営 財政課
- 72 市民の期待に応える職員育成 職員課
- 73 市有施設の適切な保全 総務課

iii 透明性を高めた地域経営

- 74 積極的な広報活動と情報共有の推進 秘書広報課
- 75 電子市役所の推進 情報推進課
- 76 情報公開制度の利用の推進 情報推進課
- 77 広聴活動の推進 秘書広報課

(旧 57)